

令和2年9月4日（金曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第1日目）

令和2年決算審査特別委員会第1日目

令和2年9月4日（金）

出席議員（10名）

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八鍬太

欠席委員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため議場（会議）に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	住民税務課長補佐	森 英 利
副町長	菅 原 正 春	住民税務課長補佐	相 馬 広 志
会計管理者	須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	高 橋 真 澄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	健康福祉課長補佐	森 祐 子
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	大 場 君 博
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 鍬 俊 勝
総務課財政係長	八 鍬 幸 仁	地域整備課長補佐	伊 藤 英 一
デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征	地域整備課水道係長	松 本 正 人
教 育 長	伊 藤 幸 一	教育課長補佐	豊 岡 将 志
教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦	教育課長補佐	大 場 正 江
総務課長補佐	佐 藤 仁	代表監査委員	齊 藤 徹
まちづくり課長補佐	大 場 健 一	監査委員事務局長	相 馬 昇
まちづくり課長補佐	野 尻 誠		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 昇 主 事 伊 藤 優

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算について
- 認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算について

午後2時31分 開会

委員長 ただいま、決算審査特別委員会委員長に互選されました伊藤でございます。精いっぱい務めさせていただきますけれども、進行上何か不行き届きな点など多々あるかもしれませんが、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、座って進行させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、令和元年度決算審査特別委員会を開きます。

直ちに、委員会を開会いたします。

審査方法につきまして、お諮りします。

一般会計は歳入決算を一括し、歳出については各款ごとに審査していただくこと、特別会計は会計ごとに審査する方法でよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、ただいま申し上げました方法で進めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

また、会議上の都合上、説明員の交代のための休憩を3ないし4款ごとに、1から2分程度となりますので、併せてよろしくお願ひいたします。

認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計歳入歳出決算の認定について

委員長 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道特別会計歳入歳出決算、認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算、以上7会計について審査を行います。

最初に、一般会計歳入の審査を行います。

読み上げ、説明をお願いいたします。

(挙手あり)

財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 本日の審査はここまでとします。

次は9月7日月曜日午前10時より開会します。

これにて散会とします。

大変ご苦労さまでございました。

午後2時50分 散会

令和2年9月7日（月曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第2日目）

令和2年決算審査特別委員会第2日目

令和2年9月7日(月)

出席委員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八鍬太

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	住民税務課長補佐	森 英 利
副町長	菅 原 正 春	住民税務課長補佐	相 馬 広 志
会計管理者	須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	高 橋 真 澄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	健康福祉課長補佐	森 祐 子
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	大 場 君 博
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 鍬 俊 勝
総務課財政係長	八 鍬 幸 仁	地域整備課長補佐	伊 藤 英 一
デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征	地域整備課水道係長	松 本 正 人
教 育 長	伊 藤 幸 一	教育課長補佐	豊 岡 将 志
教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦	教育課長補佐	大 場 正 江
総務課長補佐	佐 藤 仁	代表監査委員	齊 藤 徹
まちづくり課長補佐	大 場 健 一	監査委員事務局長	相 馬 昇
まちづくり課長補佐	野 尻 誠		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議 会 事 務 局 長 相 馬 昇 主 事 伊 藤 優

本日の会議に付した事件

- 認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算について
- 認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算について
- 認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について
- 認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算について

午前10時02分 開会

委員長 おはようございます。

ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、2日目の決算審査特別委員会を再開いたします。

直ちに委員会を開会します。

審査に入る前に、今日は非常に気温も暑くなりますので、上着を脱いでの審議も許可しますので、熱中症にならないようによろしくお願ひしたいと思います。

認定第1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

委員長 これより、一般会計歳入の質疑に入ります。

なお、質疑につきましては、ページ款項目を明言され、できるだけ簡潔にお願いします。

質疑ありませんか。

9番 それでは、16ページ、町税です。16、17でございますが、元年度決算、決算書見ていただきますと分かりますように、町税、個人の町税が収納率が100%でございます。これにつきましては職員の方々のご苦勞に感謝といたしますか、称賛したいと思っております。町長からも担当課長初め、職員の方に勞をねぎらっていただきたいと思うところでございます。

しかしながら、繰越滞納分が若干、収入未済額がございます。町民税、固定資産税について若干残ってございますが、この数字につきましても職員の方々の方々の努力によりまして、前年対比で半減になってございます。大きいところで固定資産税、収入未済額が230万円のほどになってございますが、特に繰越滞納分215万1,746円についてはどのような回収方法といたしますか、対応を行っているのかお伺いします。

住民税務課長 固定資産税の滞納繰越分の対応につきましてはになりますが、いわゆる納税相談と収納に努めておりまして、その分今年度におきましては既に何とか30万円ほど納入いただいております。なるべく連絡のつく方につきましては連絡を取りまして、納税していただくように、若干相続人が不明な部分の方も出てきておりますので、そういうことのないように努めてまいりたいと思ひます。

ただ、現年度及び残っている方が、滞納繰越、現年の繰越もそうですけれども、同じメンバーの方になってございます。極力納税相談で収入するよう努めてまいります。

9番 相談受けながら努力されておるようでございますが、今申し上げました固定資産税の滞納繰越分、210何がしでございますが、この210何がしは、今ダブっている方がおるといふことでございますが、今何名の方対象なっておりますか。

住民税務課長 3月末になりますが、現年度未収の方が13名、滞納繰越の方が23名、若干この中身は重複している人がいらっしゃいます。合わせて36件と言ったほうがよろしいかと思ひま

すが、36件になります。

9番 金額的には半減になってございますが、人数をお伺いしますと昨年度の決算から見れば、そう大きくやはり減ってはいないということで、同じ方が相談の中で分納なり、そういう手続をしているかと思いますが、先ほど課長の答弁でもございました。分納とかそういう具体的な手続をされている方、この30何がし全ての方なんでしょうか。

住民税務課長 この36件全て、分納の相談はいたしております。

2番 同じく、16、17ページの項目の軽自動車税に関して質問いたします。

当初予算が1,782万6,000円という金額になっていまして、収入済が1,959万1,600円、過去の実績を見てみますと平成29年、平成30年の2年の平均ですけれども、これが1,868万9,700円という金額になっていまして、令和元年度は90万円ほど増額になっています。これの内訳を質問したいと思います。

住民税務課長 軽自動車税につきましては、前年の調定より134台増えてございます。内訳としましては、農作業の分が約170台、農耕機具が170台程度増えてございます。その分の増になります。

2番 それはやはり昨年度も展開になりました乗用ですか。その増加分が主な要因かなと思っています。これにつきましては全て税を頂いているという内容でよろしいでしょうか。乗用田植機を所有している方から。以上でございます。

住民税務課長 所有者全員から一応ナンバーを取っていただいております。

委員長 ほかにございませんか。

6番 同じく16ページ、17ページですけれども、成果表の中で就労状況で固定資産税で、現年分で純固定資産税不納欠損額16万6,100円発生しておりますが、現年分で不納欠損額が発生した理由は何でしょうか。

住民税務課長 現年度分で不納欠損した方につきましては、相続人がいらっしゃらないということとで不納欠損7件ほどしております。

6番 理由は分かりましたが、年度当初でこういう方がいるということは、把握できなかったんでしょうか。

住民税務課長 相続人をいろいろ戸籍を取ったりして確認を取りますが、最終的に不明であるということで、7件ほど不納欠損してございます。

委員長 ほかにございませんか。

2番 同じく16、17ページですけれども、たばこ税に関してです。当初予算では1,837万7,000円という金額が置かれていますけれども、収入済が大幅に増えております。これに関しましては、私の一般質問でもがん検診についてしたんですけれども、なかなかたばこがんといいところであまりよくないみたいな話はあるんですけれども、税金はもらいたいんですけれども、がん

検診というところもありますけれども、たばこ税と健康被害に関してですけれども、考え方を
お聞きしたいなと思います。

健康福祉課長 たばこと健康被害ということですが、確かにがんの原因の上位にたばこ
というのが何年も上がっております。健康診断の際には、禁煙というのは必ずついて回るこ
とになっておりますので、健康という立場から言わせていただきますと、たばこについてはや
めていただきまして、禁煙ということを進めて、健康づくりとしては進めておりました。

2番 やはり、税金は頂きたいんですけども、皆さんの体のことを考えればぜひ禁煙をして、
やめて健康診断に努めるような指導をするしかないと思いますけれども、ぜひ根気強くです
けれども、やってもらえないかなと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 考え方なんですが、飛びまして30ページです。15の2の1、総務費県補助金でございます
が、31ページに説明がございます。防犯ボランティア活動支援事業費補助金3万7,000円計上
されてございますが、平成30年の決算書見ますと同じこの補助金が款項目で15、2の7の消
防のほうで入ってきているんですが、何か中身によって毎年入り方が変わってくるんでしょ
うか。その辺りをお伺いします。

財政係長 確かに、30年度の決算書を見ますと、防犯ボランティア活動支援事業補助金というも
のが消防費に計上になってございます。この補助金につきましては、これまであまりそうい
う補助を受けた例がなかったものですから、私のほうで消防費に措置してしまったところも
あるんですけども、実際防犯というものの歳出については、歳出総務費に措置されている
ということから、消防費に措置するのは誤りではないかということが判明しまして、元年度
予算からは総務費県補助金に措置させていただいたという内容でございます。30年度の措置
していた場所が、少し誤りだったのかなと反省しているところでございます。以上です。

9番 当初予算のところで確認すればよかった話でしょうけれども、30年度の受け方が間違っ
たということで、この金そのものは何をしようとする事業の内容といたしますか、何を目的
の補助金なんでしょうか。そもそも。

住民税務課長 これにつきましては、防犯協会を使うベストとか青パトのライトとか、そういっ
た関係に使う目的としまして、県から限度額3万7,000円を頂いているところでして、たしか
元年度につきましては、ベストと啓発用のティッシュを購入したかと思えます。

9番 その補助金の使途がはっきりしているのであれば、30年は勘違いしたよということがござ
います。これから以降そういう、これだけに限らず資金をしっかりと把握をして何とい
いますか、目的に合った予算の使い方をさせていただきたいと思えます。答弁要りません。

委員長 ほかにございせんか。

5番 18、19ページです。地方消費税交付金、収入済額で9,168万になっています。昨年度から

見ますと、600万ぐらい減っているんですけども、原因は。

財政係長 消費税につきましては、令和元年10月1日から10%に引き上がった内容となっております。その内訳としましては、消費税というものが1.5%アップ、地方消費税が0.5%アップの合計しますと2%上がったわけなのでございます。このうち、地方消費税0.5%分が国税ではなくて地方に、交付金という形で還元されるという内容でございます。

10月1日から地方消費税が上がったわけなので、交付金についても上がるという、私どもとしましても見込みは立てておりました。ただ、消費税を集めるのが国でございます。国からいろいろな、国が歳出をして町が受けるわけなんですけれども、国が歳出する事務手続というものに約3か月ほど要するんだそうです。また、11月末日が土曜日になってしまったことで、通常の納付分についても1期ずれるといたしますか、1期なので、四半期ごとに3か月ずれてしまうという国の事務手続があるようでございます。

確かに、30年度決算から見ますと決算額からは下がっておりますが、そのような国の事務手続上、下がったように見えますけれども、この分が令和2年度で受けることができるということで、元年度の決算の説明については、十分に注意するよう国県からも注意されている部分でございます。ですので、元年度の決算としては下がっておりますが、下がった分2年度に回って交付されるということになりますので、この点ご理解いただければと思います。以上です。

5番 単なる事務手続でそうなったということであれば、別に問題はないんだろうと思えますけれども、ただ原因として景気が冷え込んでいるということでそういうことが起きたのかなと、私感じたものですからその辺はどうなんですか。

財政係長 景気の落ち込みに起因します消費税の伸びについては、国から私どもにまだそういう正式な連絡は来ておらない状況です。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 24ページ、25ページです。13の1の4。土木使用料で右の説明の中で公営住宅の使用料、繰越滞納分もございますが、ここで収入未済額が73万9,000円ほど、昨年度の決算より倍額になってございます。特に現年度の住宅使用料46万4,000円について、内容等についてお伺いします。

地域整備課長 住宅使用料の収入未済額についてですけども、まず使用料については46万4,800円、未収入になっておりますが、これは5人分でありまして8月現在で残っている分が12万7,400円、3人分になります。

原因としてはやはり使用料の支払いが遅れている状況があります。滞納繰越分につきましては27万4,500円で、現在4万1,000円1人分払っていただいております、残り23万3,500円については亡くなった人の分ということで、将来的には手続を経まして不納欠損処分になるか

と考えております。以上です。

9番 上の現年度分なんですけど、今大分決算から2人ほど減って3人ということでございますが、この3人というのは昨年度の決算時と同じ方でしょうか。何を言いたいかという、固定化になっておいて、同じ人がずれて遅れているという状況なんでしょうか。

地域整備課長 一部は同じ方もいらっしゃいます。以上です。

9番 課長、ちょっと頭ヘアスタイル違ったり、違う人かと思ってびっくりした。これについては先ほど町税と同じように、分納とか、そういうことでの対応はしておるのでしょうか。単なる遅れているから、まとまった分払ってくださいよという言い方をしているのでしょうか。その辺りの対応の方法をお伺いします。

地域整備課長 対応の方法につきましては、3名の方、大体それぞれ2か月分くらいの滞納をしております。前年度の状況からも考えますと、まず遅れてはいるものの支払っていただいているという状況がありますので、まずは電話等での支払いの連絡通知をしつつ、早めに納付していただくような形で対応しているところでございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

5番 同じ24、25ページになります。農林水産業使用料、備考を見ますと多目的グラウンド使用料1万2,200円となっておりますけれども、これ前年度まではなかったと思うんですけれども、どのような使用料ですか。

まちづくり課長 若あゆ温泉下のほうのグラウンドの使用料になっておまして、野球とかサッカーとか、団体様がお使いになったときの使用料になります。

5番 今までも野球、サッカー等で使用しておったんですけれども、例えば部活だとかそういうもので使用料は頂いていないということがあったわけです。どういう団体が使ってこの1万2,200円が発生したのかお伺いします。

まちづくり課長 今、お話がありました町内の部活動とかは減免になるんですが、町外の団体の方がご利用になった場合は、使用料頂くことになっていきますので、そういった内容になっています。

委員長 ほかにありませんか。

6番 36ページ、37ページの中で、不動産売払収入、予算では120万計上しておりましたが、結果的には18万8,402円という結果になったようではありますが、予算する段階では120万ぐらいは売れるだろうということでしたと思いますが、こういう差異が出た理由は何でしょうか。

財政係長 土地売払収入の120万の予算額でございますけれども、当初予算を編成する段階におきまして、積極的な販売を行っていたというところが内山分譲地でございます。現在、2区画が残っておりまして、その分を売り払いしようという考えで予算計上し、年度内ホームページを更新したりして対応してまいったんですが、結果的にその部分が分譲することが

できなかったということで、予算と差異が生じてしまったという内容でございます。以上です。

6番 理由は分かりましたが、今後の進め方はどのように考えているのか。

財政係長 今年度におきましては、ひだまり第2分譲地ということで、令和2年度におきまして新たな分譲地の施策を打ってございます。そちらの売れ行きは好調なんでございますが、依然としまして内山分譲地につきましては問合せもないような状況となっております。

これまで購入された内山分譲地のほかの状況を見ますと、もともと内山に住んでいらした方が、Uターンのような形で地元に戻ってくるというケースが多いかと思います。なかなか、対個人ということで打診することはできないんですけれども、ホームページでありましたり、広報紙というツールを使いまして、空き区画の分譲について打診をしてみたいと思っていますところなんです。以上です。

6番 場所が内山駅の裏ということだということは分かりますが、町で造成して売っていくということで、大分時間的には経過しているわけですけれども、塩漬け土地にならないようにぜひ進めていただきたいということをお願いしたいと思います。

財政係長 ただいま奥山委員からありましたご指摘を肝に銘じまして、塩漬けにならないようきめ細やかに対応してまいりたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

1番 18ページの1の7の1、入湯税でございますけれども、30年度よりも予算額が減っていた中でも、収入済額が46万5,000円と低くなっていますが、これは改良工事を行ったための入湯税が減になったのかお聞かせください。

まちづくり課長 入湯税につきましては、温泉の大広間をご利用いただいている方から頂いている内容となっております。改修の影響もあつたんですが、大広間をご利用される方が基本にご高齢の方が多かったんですけれども、そのご高齢の方がなかなか温泉に来れなくなった方が、ちょっと多くなってきているようだと温泉から報告があります。そういった大広間をご利用の方が、少しご高齢のために減ってきたというのが、私としては大きな要因の一つかなと考えているところです。

1番 宴会等で温泉と別の料金になっていると思いますけれども、宴会入れた方が入浴するような割合的なものって、どんな感じでしょうか。別口になっていますよね、利用と温泉とは。大体宴会が入るとその人たちがお風呂を利用するのか、しないのか、大体どの程度考えているか教えてください。

まちづくり課長 すみません、宴会された方がどれくらいのお風呂を利用されるかというのは、詳しい資料は手元にないんですが、宴会ご利用の方、ほとんどは入浴をご利用されていると聞いております。すみません、詳しい資料は今手元にございませんので、詳しい数字はお答

えできません。

委員長 ほかに。

6番 20ページと21ページの10の1の1、地方交付税、前年度は21億1,563万5,000円ということで、決算資料を見ますと27年度から元年度まで、合計額で言うとほとんど動いていないというか、大した大きな差異がない。逆に、27年度から見れば減っているという状況の中で、舟形町では災害が発生した際に災害復旧債を発行し、激甚指定の中で8割、9割の交付金が来るということ、併せて臨時財政対策債についても、後々交付税として算入されて入ってくるという答弁の中で、交付税そのものの金額が増えていない中で、実質公債費比率、公債金額というか返済なり増えていけば、おのずと経常収支比率が悪化していくのは、目に見るとおり悪化していくというのは、誰が見ても分かるわけですがけれども、有利な町債を行った際に算入されることによって、地方交付税というのは増えていかないのでしょうか。この辺を、増えていかなければ悪化の一途という感じがしますけれども、この辺の回答をお願いしたいと思います。

財政係長 普通交付税の制度についてなんですが、市町村の規模によらず、標準的な行政運営がすることができるために、国から措置されるというものでございますけれども、基本的流動的な部分と、あまり動かない部分というものの2種類あるのかなと認識しております。その中で出ました地方債の元利償還金に対する国の措置というものについては、法律でそれが明記されているもので、その部分についてはあまり変動がないといえますか、確約された部分ということになるかと思えます。その確約された部分が、実質公債費比率の算定に用いられるという制度となっております。

一方で、流動的な部分につきましては、例えば頑張る地域を応援するとか、人口が減っている対策に使ってほしいなどの国の政策によるような費用が、3年を1度ぐらいのペースで見直しされるんですけども、そういう費目については非常に流動的だなと認識しております。流動的な部分について多く交付された場合については、いろんな臨時的な事業でしたり基金の積み増しでしたり、そういうところで活用できるということもあるんですけども、やはりそういう固定的な部分、交付税参入の部分についてはあまり動かないということもありますので、充当という考え方はないんですけども、それが借金の返済に使われているような、私どもとしてはそういう考え方をしながら財政運営、それから財政指標の算定というものに取り組んでいるということでございます。以上です。

6番 そうしますと、今後の地方交付税の考え方ですけども、少しは増えていくだろう、現状維持、現状程度で来るのか、考えがあるとすればお聞きしたいと思います。

財政係長 私ども財政係としましては、地方交付税につきましては楽観視できないだろうと推計しております。というのは、コロナの対策によりまして、国では莫大な金額をこちらに充当

している、または大きな借金を背負いながらコロナ対策をしているという観点からも、今後地方交付税がどんどん伸びていくことは、まず考えられないだろうと考えております。といったときに、減っていく部分はどのような部分なのかというところを考えますと、やはり先ほど申しました流動的な部分が、どんどん減っていくだろうということを考えております。

一方で、固定的な部分につきましては法律で確約された部分ですので、そこは動かないんだらうと考えておりますので、全国的に減ったとしても当町の減り幅といたしますか、そういうものは比較的全国ベースよりも幅が小さいのではないかと考えてございます。

また、当町における借金が増えてしまった要因ということでは、30年度の豪雨災害、それから現在進行中の都市防災施設、いずれも7割ですとか、災害につきましては9割5分を超える算入率となっておりますので、借金の返済額の増大についても、この辺の固定部分の普通交付税によって、賄うことができるのではないかと考えているところでございます。以上です。

6番 大変分かりやすい答弁ありがとうございました。そうしますと、基本的には確約されたものがいっぱいあれば、固定的な地方交付税は来るということで、逆にプラスなんだということの理解でいいんでしょうか。もう1回。

財政係長 普通交付税全体としては、下がるという推計をしております。ただ、同じような規模の団体で、ほかの団体さんが1億円下がったという場合でも、うちはその固定された部分がありますので、1億円まで下がらずに例えば5,000万円ですとか、3,000万円ほどの減少率ということで、ある程度固定の部分については担保された形で、普通交付税は減っていくという推計を立てているというところでございます。以上です。

委員長 ほかにございませぬか。

1番 24ページの1の1の5、教育使用料で備考欄で中央公民館使用料1、2として、BG海洋センター使用料が昨年度よりも減っているんですけども、中央公民館に関してですけれども、利用者の目的と商売的なものと、一般的なものの使用料金を確認をしたいんですけども、利用料金の違いはあるんでしょうか。

教育課長 すみません、申し訳ありませんけれども、今利用料金表の手持ちがございませぬのでこの場で明言することはできませんけれども、こちらについては後ほどお知らせしたいと思います。申し訳ございません。

1番 所要目的等とあると思います。なぜ今日質問したかといいますと、今日は山新のチラシに舟形町でのこういうチラシが入ってきて、商法的なものではありますけれども、高額商品的なものを取り扱いながら、すごく安いセールみたいな感じでチラシ入ったんですけども、利用する方に対してのどういうことするかという確認とか取っての利用なんでしょうか。

教育長 土曜日と日曜日、チラシ入っていたようです。私もよく把握しておらず、今日担当にこ

の内容についていろんな商法的なものがあります。そういったところで消費者センターとか、苦情来てない業者ですかということ聞いた上で対応すべきじゃないかという指示を、今日出したところなんですけれども、もう既に今回出してありますので、今言ったとおり、申請が頂いたときには、怪しげな部分については消費者センターに問合せをして、確認を取った上で受ける形で対応したいと思っております。

1番 こういう商法というのは、ほかの地域でもよくあって、結局1人、2人が高額商品を買ってしまうような事例も発生していますので、町の施設ということで、利用する場合にはこういうことをしっかりしていただきたいと思います。

委員長 ほかにございませんか。

2番 36、37ページの17の1の3の災害復旧費寄附金ということで、148万8,000円をありがたい寄附金ということで頂いているようですけれども、その内容について詳しく教えていただきたいと思っております。

財政係長 災害寄附金の内容でございますが、平成30年度豪雨災害の際に、災害救助法の対象となったということから、旧郵便局さんを窓口としました災害義援金を募集したところでございます。30年度末までの受付ということでございましたので、そこで集まった分につきましては、元年度予算に組み込みまして30年度も同じように、30年度災害の復旧事業実施してまいりましたので、そちらの支援金に充当させていただいたという内容でございます。以上です。

2番 それでは、郵便局さんの窓口でそれぞれ個人の方が、大なり小なりの金額はあるかと思えますけれども、それをひっくるめた寄附金という内容でよろしいでしょうか。

財政係長 そのように考えていただいて間違いはないかと思います。以上です。

委員長 ほかにございませんか。

9番 28ページです。15の1の1、民生費負担金の中で県の負担金は様々ございますが、次の31ページの右のほうに説明がございまして、その中に介護保険料定額所得者軽減事業負担金ということで、97万2,000円計上されてございますが、年度内に補正されてこの金額で決算をしているようでございますが、前年度に比べてかなり増額になっているようでございます。この対象者というのはどの時点、補正をした時期を確認してこなかったものですから、どの時点でこれだけの方がいるよということで、県に申請をして負担金を頂く形になっているんでしょうか。

健康福祉課長 この介護負担、低所得者負担軽減事業負担金につきましては、昨年10月に消費税がアップしたことによりまして、介護保険料の低所得者層1から3までの階層の方について、低減するというのを10月から実施したところでございます。そのために、県には10月以降なるということで申請をしております、対象者が増額したという流れで補正をしたというこ

とになってございます。

9番 そうしますと、今年度予算見てこなかったんだけど、今年度以降このような形で総額というか、人数も増えるという形になっていくんでしょうか。ちなみに、今回増えた分というのは、人数的にどれくらいの方が対象の方増えているんでしょうか。

健康福祉課長 元年度の当初、元年度では260名ほどの人数を見込んでおりましたけれども、2年度につきましては540名という人数を見込んでの対象者となってございます。

9番 正直言ってびっくりしました。2倍ぐらい増えるんですね。であれば、今回消費税が上がるというのはもう分かっておったでしょうから、そこで把握することも可能であったのではないかなと思っておりますが、これだけ増えるわけですので、来年度以降しっかりとした人数把握と県に対する負担金の申請をよろしくお願ひしたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。9番委員、答弁は。ほかにありませんか。

6番 36、37ページです。一般寄附金ふるさとづくり応援寄附金です。当初3億円を予算化し、1億円ほど減額補正をしまして、そしてさらに結果としては1億2,000万円弱という結果のようではありますが、成果としては非常に1億円を頂いたということについて、すごく感謝を申し上げるところではありますが、予算が3億を立てて結果的に1億2,000万ということで、1億円頂いたことについては大変感謝申し上げますが、町の考えとして3億円が1億2,000万円になったことに対する総括、これについてどのように考えているのか。

まちづくり課長 予算の3億円に対して実績が1億1,900万ということなんですが、まず大きな要因としては国の返礼品の3割ルールの厳しくされたということ、送料も含めての全体にかかる経費が5割、そういったことも厳しくルール化されました。減った要因はそこにあるんですが、総括としては今後も引き続き国のルールを守っていきながら、寄附金の増に努めていかななくてはならないといったところに、結びついていくのかなと考えています。以上です。

6番 結果は十分分かりますが、やはり財政規模の、町税の少ない舟形町にとっては大変大きな財源だろうと考えているところでもあります。そういったところで、今後特段の力を頂いて、ぜひとも昔のような10億円にはならないにしても、2億、3億円になるように頑張っていたきたいと思いますし、令和2年度の途中ですが、現在の状況が分かるのであればお聞かせいただきたいと思います。

まちづくり課長 令和2年度につきましては、8月30日現在1億7,158万円、約1億7,150万円ほど頂いております。既に、昨年1億1,900万円を上回っている事業でありますので、今後とも目標の3億円目指して頑張ってお取組んでいきたいと思っております。

委員長 ほかにございませぬか。

4番 16、17ページ、4項町たばこ税、当初予算よりも先ほど2番委員からも質問ありましたが、これだけ金額が増額した要因というのは、ファミリーマートさんの売上げがアップ

したからということだけなんでしょうか。

住民税務課長 大変申し訳ございません。ファミリーマートさんの売上げについては、うちでは確認してございません。自らから申告いただいた申告書で対応してございます。伸びた要因としましては、電子たばこが好調に売れているようでして、その分の伸びだと思っております。

4番 大変失礼しました。電子たばこ、増税になったわけですがけれども、やはりこの辺が増えた要因だって分かりました。健康を考えたときにはないほうがいいんですけれども、町の税収を考えたときにはあったほうがいいのかという矛盾したようなところがありますけれども、今後増やしていけとも言えないので、頑張っていたきたいと思えます。答弁は要りません。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、一般会計歳入の質疑、審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため、暫時休憩します。説明員は速やかに交代してください。

午前10時57分 休憩

午前11時00分 再開

委員長 会議を再開します。

一般会計歳出の審査を行います。

第1款議会費の読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第1款議会費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め第1款議会費について質疑、審査を終結いたします。

第2款総務費を審査します。

読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第2款総務費の質疑に入ります。

2番 50、51ページの総務費ですがけれども、51ページのところに交際費が載っております。38万1,050円という実績になっております。これにつきましては平成29年度が48万4,000円、30年度が50万6,000円、それに比べまして28%ほど減ってしまして38万2,000円となっております。減っている理由ですがけれども、お聞きしたいと思えます。

総務課長 交際費前年度対比減の要因でございますけれども、町長宛てにいろいろと出席のご案内頂いている会等がございまして、そういった会の減少というところが大きな要因となって

ございます。例えば、尾花沢のそば祭りであったりとか、そういったもの、金山の産業祭り、こういったものが前年度はなかったということで、減少しているというところがございます。以上です。

2番 ほかの市と町で毎年恒例のイベントがなくなっているのも、減額したっていうところですけども、それで11万4,000円ですけども、主なのがこの2つのイベントという内容でよろしいでしょうか。

総務課長 じゃあ、もう少し答弁させていただきたいと思います。そのほかに、お悔やみということで職員であったりという町長交際費の支出があるんですけども、こちらが令和元年度の支出が減っております。約4万5,000円でございます。それから、町内会にも様々、町長宛てにご案内頂いております。この件数も少なくなっております。これが影響が3万2,000円です。それから、先ほど申し上げた町外のイベント関係が影響が4万1,000円ほど。それから最上地域の議員交流会がなかったということで1万円、東京友の会のご祝儀等が2万円ということで、合計で12万8,000円ほど減額になっているという内容でございます。

町長 今、町長交際費が去年に比して少なくなっているということでございますけれども、私が町長になったのが平成28年でございます。そのときから町長交際費の透明性を確保しなければいけないということで、公表をしております。前年度平成27年度が多分138万円ほどあったかと思いますが、まず基本的に透明性を確保し、町民から疑念を抱かれないようにという思いの中で、交際費については例年50万円を切る金額で来ていたかと思います。

今回については、先ほど総務課長からあった内容で減額になっております。やはり、慶弔費を主に主たるものとして、交際費を出させていただいております。また、交際費が減って、いろんな要望先等についてのもが不足するのではないかとということとか、関係性が築かれないのではないかとことあるかもしれませんけれども、国会議員の先生方を初め、要望に行く際の手土産だったり、東京での飲食等について、さらには国会議員の先生が当選なされたり政務官に就任した場合のお花等についても、私個人の支出ということにさせていただいて、町長交際費を80万円以上減額させてきていただいているところであります。今後ともその町長交際費につきましては、町民から疑念を抱かれないよう、透明性を確保してしっかりと公表してまいりたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

5番 それでは、58ページ、企画開発費です。59ページの備考を見ますと負担金補助及び交付金ですけども、新庄中核工業団地企業誘致促進協議会負担金7万7,900円になっています。昨年も7万8,100円と、ほぼ同じ金額なんですけれども、具体的に誘致についての運動というのは、どのような運動をなさっているのかお伺いします。

まちづくり課長 この協議会につきましては、新庄市が事務局となって中心的に進めている協議

会でございます。舟形町としては直接的な関わりは持っては、参加という形でしか持っていないんですが、具体的な内容としては新庄市の福田山工業団地とか横根山に企業誘致を呼びかけているといった内容でございます。

5番 以前、町長の答弁で企業誘致というのは広域で行っていくべきだという答弁があったと思うんですけども、市町村って当然負担金というのは違うと思うんですけども、負担金の8市町村の総額は幾らですか。

まちづくり課長 手元に細かい資料なくて、30年の手元に資料、今あるんですが、そちらを参考までによろしいでしょうか。

舟形町については、今ありましたように7万7,900円となっております、あとは各市町村、金額が人口割合とかそういったもので違うものでございます。大きなところでは新庄市が58万5,400円、その他、失礼しました、総額は117万800円といった負担金の合計額になっております。

5番 117万円という負担金になっているということですが、117万で広域で企業誘致を行っている。そうすると、元年度というのは、何社か中核工業団地に進出というのはあったんですか。

まちづくり課長 1社の企業が入ってきているといった実績がございます。

4番 56ページ、57ページ、2款1項1目6項、空き家対策事業について質問します。成果表の中にも老朽化し、管理不全な状態にある状況ということで載っておりますけれども、舟形町、本当に誰が見ても、空き家っていろいろ概念があるかもしれませんが、誰が見てもこれは本当に危ないなという空き家は何件あるのか分かるんだったら教えてください。

住民税務課長 すみません、手持ちに一覧表がございませんので、後ほど件数をご報告したいと思っております。

4番 じゃあ、後ほど見せていただきたいと思いますが、やはり本当に危険な空き家は除去しなければならぬと、私も思っております。これだけの金を毎年計上しているわけですから、この町に危険な空き家がないという状況を、今後つくっていかねばならないと思っておりますので、その辺のことよろしく願います。

委員長 答弁は。ほかにありませんか。

2番 同じく57ページになります。この成果表の中にも書かれてありますけれども、すみません、あれですね、集落支援員の事業、543万3,816円という金額があります。これに関しましては特に西南部地区、特に堀内のほうですけれども、この間町長の冒頭の挨拶でありましたように、ワークショップで上げられた課題を達成するためにという組織が立ち上がりました。今後とも、そのワークショップで取り上げられた課題に対して、達成するために活動を始めたわけですが、これに関しましてはぜひ来年度以降も、こういう集落支援員の事業と

ということで継続していただきたいと、私は思っておりますけれども、その辺の考え方をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 これにつきましては、町長の行政報告にもございました。地域における地域運営組織の構築につきましては、平成29年から国の地方創生推進交付金を利用して、今年度が4年間の最終年度となるという事業に取り組んではいるんですが、町長も今後ともこの事業を、4年間で国の事業は終わるんですが、今後も引き続き取り組んでいきたいという方向性でおりますので、集落支援員は地域運営組織の構築のワークショップについては欠かせない存在でありますので、西南部地区でこのたび立ち上がりましたけれども、今後とも富長地区、舟形地区、長沢地区、ほかの3地区につきましても集落支援員中心にワークショップを進めて、地域運営組織の構築の検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

2番 答弁は要りませんが、やはり私もその組織に属していますけれども、事務局的な方がいて、ぜひ旗を振っていただいて、それに私たちも賛同して活動していくという体制を、今取っておりますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひしたいと思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 2の1の6、56ページ、57ページ、先ほど4番委員も質問しておりましたが、空き家対策事業でございます。大変、危険空き家の解体が進んだということにつきましては、非常に町民にとっては安全安心ということで、ほっとしていると思います。成果表の中に5ページですけれども、各町内会長や民生、児童委員と連携という言葉ありますけれども、以前あまり過大な負担がないようにという話をした経過がありますけれども、町内会長、または民生児童委員とどのような連携を行っているのかお聞きしたいと思います。

住民税務課長 町内会長、民生委員の方につきましては、空き家の危険度を判定する際の判定表がございます。その表にご意見を頂くということで危険とか雪が落ちるとかいった情報を頂いているところであります。また、空き家の親戚の方とかお聞きする場合もございます。

6番 その程度の相談であればよろしいかと思いますが、解体を進めるに当たってあまり該当者に当たれとか、そういうことないように、引き続きあまり負担のならないような形で連携をしながら、進めていただきたいと思います。答弁をお願いします。

住民税務課長 以前の要綱ですと負担をおかけするというので、一度途中で要綱直しまして、ご負担をかけないことで直させていただいておりますので、今後もあまりご負担の生じないように努めてまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 同じページです。今の空き家5番、上の3番の地域おこし協力隊の件でございますが、成果表を見ますと、元年度は残念ながら協力隊の方が募集に来なかったということで、1名内定したんですけども、都合によりという話がございますが、今現在地域おこし協力隊は本町

にはおりませんが、募集をかけても応募がないというのは募集の内容といたしますか、スポーツクラブとか観光のコーディネーターとか、こういう内容の縛りがあるので来ないのか。それとも地域おこし協力隊というのは、一頃わあっと盛り上がったけれども、全国的に縮小といたしますか、そういう感じになっているのか。どうなんでしょうか。

まちづくり課長 地域おこし協力隊につきましては、縛りとかやはりルールがありまして、町としてもこういった人材が来ていただきたいといったものを、募集の段階で公表しております。そこで問い合わせは一、二件あったんですが、話を詰めていく際に相手方、申込者からやはり合わないようだとか、辞退いたしますといった面接まで行く前の段階でなくなったということもあります。

全国的には地域おこし協力隊はまだ熱は下がっておらず、移住者に関してもまだいらっしゃる状況であります。以上です。

9番 そうしますと、参考までに最上8市町村、本町はおらないわけですが、その市町村での人数といたしますか、今の状況をお伺いします。

まちづくり課長 ほかの市町村の正確な数字まで把握している資料が手元にございませぬ。申し訳ございませぬ。

9番 人数分からなくても、いないのは8市町村で舟形だけということなんでしょうか。これから、先ほど課長の答弁の中で様々募集の内容といたしますか、そういうルールがあるんだということでございませぬが、この辺り見直しとというか、そういうことを考えながら地域おこし協力隊が募集してくださるような募集の仕方といたしますか、その辺りも考えていかなければならないんじゃないか。必ずこの方がいなければ、本町の事業が回らないということでもございませぬでしょうけれども、こういう制度がございませぬので、活用して舟形町の様々な産業の振興に役立てるべきではないかなと思うところでございませぬが、総体的に、町長何かご意見がございませぬたらお願いします。

町長 今、9番委員さんがおっしゃったとおりでございませぬが、町としましてもやはりここに魅力を感じていただかぬと、来ていただかぬということもあるのかなと思います。募集のやり方、枠、そういったものについてもハードルを下げるといふこともありますし、また雪国という部分の中での対応というのものもあるかと思ひます。しかしながら、膠着化している現状を打開するといふ一般論の話でいきますと、よそ者、若者、ばか者といふことで必要な、ある意味アクションといたしますか、そういうものだと私も思ひております。そういう中で、舟形町を活性化していただかぬ一つの要因として、そういった方々が舟形町に行つてみたいといふられるように、努力をしていきたいと思ひております。

委員長 ほかにありませぬか。

5番 60ページ、61ページになります。生涯学習センター費。61ページの備考を見ますと（4）

委託料184万7,000円になっています。昨年より90万ぐらい委託料が減っているんですけども、内容を見ますと前年度まで除雪委託料ということで、108万円前年度はありました。今年全然除雪委託料というのがないんですけども、雪が降らないから一度も除雪しなかったということでもよろしいですか。

まちづくり課長 元年度につきましては、例年になく少雪、雪のない冬でありまして、一番この学習センターで今までかかっていた除雪費は、体育館の屋根の上とか施設の屋根の上に乗っていただいた除雪費というのがかなりかかっている、そこから落としてもらった雪を重機で寄せるとというのが一番かかっていたものですから、この部分が記録的な少雪、雪のない冬でなかったということが原因だと思って、考えております。

5番 そうすると、除雪も全くしなかった、屋根だけじゃなく除雪も全くしなかったということでもいいんですか。

まちづくり課長 前の駐車スペースとかは町の除雪やっただけでついでにやっただけでございました。玄関前については職員が対応しておりましたので、大きく今までかかっていた施設の除雪というのは予算を使っていない状況です。

5番 そうすると、先ほど課長から答弁あった昨年度の108万円というのは、屋根の雪の除雪委託料だという理解でもよろしいですか。

まちづくり課長 体育館及び施設等の屋根部分、あとは屋根から落ちた部分の撤去と考えて、それで結構です。

委員長 ほかにありませんか。

1番 56ページ、2の1の6ですけれども、まちづくり推進費の次のページの58の備考欄で、除雪機購入費補助金とありますけれども、昨年と同等ぐらいの購入額でありますけれども、そのうち30件のうち2件が、高齢者と除雪サービス事業となっておりますが、これは助成を使うとずっと継続してするのか。今の例えば高齢者除雪サービス事業者、件数とか分かったら教えてください。

まちづくり課長 まず1つ、これは20万というのは、健康福祉課さんで実施しております舟形町高齢者世帯等除雪サービス、そういった名簿にまず登録されている方が対象になります。これが1台20万円という上限になるのが、2件あったということです。この方々につきましてはやはり名簿に登録されていて、高齢者の世帯を除雪するんだよという意思の基に補助しておりますので、これはできる限り高齢者宅の除雪に使っていただかなければならないと考えているところです。以上です。（「件数は」の声あり）

委員長 暫時休憩します。

午前11時32分 休憩

午前11時34分 再開

委員長 再開します。

まちづくり課長 今、手持ちの資料として過去の20万円をまず、該当された方の資料、手元にご
ざいませので、後ほど報告させていただきたいと思います。あとは過去に申請していただ
いた方で、今どれぐらい継続されているのか。そういったことも調べて、後ほど報告させて
もらうということでもよろしくお願ひしたいと思います。

1番 その後でそれはよろしいですけれども、補助事業ということで申請段階で高齢者サービス
するよという形ですするわけでありますから、やはり差額10万円の的なものありますので、継続
した経過とか、そういうのもあつてはいいのかなと思いますので、その点、後からでもよろ
しいのでよろしくお願ひします。

委員長 答弁は。ほかにありませんか。

6番 64ページ、65ページ、2の1の14、職員研修費です。成果表の中を見ますと（2）事業内
容の中で人口減少を前提としたこれからの自治体経営研修、中身は聞きませんが、職員、
どのような職員の方が受けたのか。

もう一つが③のその他研修、大塚オーミ陶業信楽工場及び大塚国際美術館施設研修とありま
すが、この研修に行ったことによる舟形へのメリットというか、どういう目的で行ったのか
お聞きしたいと思います。

総務課長 ご質問の人口減少を前提としたこれからの自治体経営研修につきましては、まちづく
り課の企画担当の職員が参加してございます。

次に、大塚オーミ陶業信楽工場及び大塚国際美術館視察研修については、1名が参加してご
ざいまして、文化財の活用、それから保存について視察をして、町の文化財の活用に生かす
という成果ということで、今後の町の事業に生かすということでございます。以上です。

6番 かなり、この人口減少のほうは企画担当で分かりましたが、その他の研修で視察研修して
文化財に役立てていきたいということなんだけれども、かなり視察研修した先が立派で大き
いところなんではないですか。こういうところを見て、舟形町にどういう対応ができるのか
というところ、もう少し考えがあればお聞きしたいと思います。

町長 大塚オーミ陶業と大塚国際美術館につきましては、新潟県十日町の教育委員会から、前も
お話ししたかと思いますが、十日町の国宝になっております貝型土器のレプリカを、大塚オ
ーミさんで作っていただいたということでご紹介をいただいたところです。舟形町におきま
して、触れる縄文の女神というものについて、必要性があるのではないかとということで、こ
こを一度視察したほうがいいよということで推薦がありました。そのために、職員と私とで
その状況を見せていただきました。

そこでのもう一つの大塚国際美術館というのは、本物が一つもない美術館です。全て大塚オ

一ミで使っている陶板に絵を描いたりしているような、そういう美術館が大変にぎわっている、偽物ばかりしかない美術館でこれほどはやっている美術館はないというところで、それをついでにということではないんですが、大塚製菓のポカリスエットで有名な大塚製菓の会長が造られたというところなんです、関連会社で見たいかたたらということで大塚国際美術館も研修をさせていただいたという内容でございます。

6番 大変そうしますと、縄文の女神、舟形にというこれまでの動きがある中で、そういったことを視野に入れながら見に行ったらなろうかと思いますが、こういう施設について新しく造るということは無理にしても、何らかの形で整備していきたいという考えがあるのか。この辺町長の考えを聞きたいと思います。

町長 あります。できる限り、国宝の縄文の女神については舟形町に戻していきたいと思っています。そのために、必要なものというもの、一つは国宝であるがために一般展示をする機関というのが決められております。365日展示ができないということでありますので、それに代わる本物そっくりのちゃんと焼き物で焼いて、それを本物そっくりにしたものが必要だということ。さらには、大塚美術館のように本物がなくても見せ方次第では本当に多くの方々、しかも入館料も4,000幾らだったと思うんですが、非常に高いその入館料を納めても来場者来館者数が多いということ、やはり建物、縄文の女神を連れてきてそれをしっかり展示しても国宝でありますので、それらにかかる経費というのは多くかかりますが、そこを何とか入館料で賄えるようなものが望ましいのではないかとということで研修をさせていただきました。

今すぐという財政状況ではございませんが、ぜひ何とかその道筋をしっかりと立てていきたいと考えておりますので、必ず私としては縄文の女神を入れる建物を造って、縄文の女神を舟形町に戻していきたいと考えております。

委員長 ほかにありませんか。

2番 62、63ページの交通安全対策事業についてお聞きします。昨年度の活動の中で、いろいろ書かれてありますけれども、この中で特に高齢者が高齢化率が4割近くになっているわけですが、それに伴って特にお年寄りの乗る電動車椅子っていうんですか、シニアカーっていうんですか、あれの安全講習会がぜひ、前はあったかと思うんですけれども、必要なかなと私的には思っていますけれども、昨年度の中では計画あったのか、なかったのかお聞きしたいと思います。計画じゃないですね。実績ですね。

住民税務課長 各町内会の要望により安全教室を実施してございますが、その内容まで詳しく確認しておりませんので、各町内会から要望のあった項目を舟形町駐在所さん、長沢駐在所さん、うちの指導員で対応しているかと思っております。あったかどうかは確認させていただきます。

2番 ぜひ、私も車乗る者としてあるいはお年寄りには電動車椅子、それを乗る方が大分いますの

で、危険だという私は認識していますので、ぜひ積極的にこういう講習会を今後もしていただけるようお願いしたいと思います。答弁は必要ありません。

委員長 ほかにありませんか。

1番 2、1の、14で先ほど6番委員の質疑の中の、縄文の女神に対する町長の答弁の、いずれは町に持ってきたいということでありますけれども、町民の縄文の女神に対する気持ちをもうちょっとアップしていかないと、そういう物を持ってくるだけでは、なかなか維持体制まではほど遠いと思うんですけれども、やはり戻す順番的なものも考えて、例えば県から郡内に持ってくるような仕組み、それでいずれ未来の子供たちが郡から町に持って来るみたいな長期プランで考えてはどうかと思うんですけれども、まず町の方々の縄文の女神に対する気持ちをアップさせるようなことというのはどのように、町長考えていますでしょうか。

教育長 町長の前に、一度私でお答えしたいと思います。縄文の女神については議会立案でということで縄文の日という日を設定しているわけですし、先ほどまでに町長から答弁ございました縄文の女神を舟形町にということですが、やはりその段取りについてはいろんなイベントを組むということもあるんですけれども、やはりその目的というのは委員がおっしゃるとおり、町民の盛り上がりがないといけないのかなと私も思っています。

その方法論として、先ほどオーミ美術館の触れる縄文の女神ということ、今町では考えているということで、先般のコロナ対策の事業でもご提案させていただいていますけれども、やはり町民を盛り上げるために、ぜひ舟形町に置くんだという町民の思いを盛り上げていく中で、いろんな具体的なものを積み上げていくということが今必要かなと思っております。

町長 今、そういう運動、機運を醸成しなければいけないという思いの中で、小学校、中学校に対して縄文の教育を進めております。長野県茅野市の縄文教育のマニュアルも頂きまして、その方向性を小学校、中学校に申し上げているところです。さらに、1町村では持ってこれないという部分もありますので、最上町、大蔵村さんと教育委員会が連携しながら、子供たちに今一生懸命縄文教育を進めているところです。また、ペーパークラフトの関係についても、3町村で連携して小学生等に作っていただいている現状です。また、持ってくるタイミングというお話がございましたが、現在あります山形県美術館につきましては、山形城の中に建物がございまして、山形城は史跡になっている関係上、いずれ山形県美術館が移設しなければいけない現状があります。何とか、それまでに町として入れ物、受け入れ体制を構築していきたいと思っております。

ただ、叶内委員がおっしゃる郡に持ってきて、それから町というお話がありましたが、郡に持ってきたら山形にあるのと何ら変わりがないのではないかと、私個人は思っております。したがって、山形県美術館の分館という名前でも結構ですので、まずは縄文の女神はしっかり出土した地に戻してくるということが、絶対に必要なことだと思っております。

ちなみに、国宝の縄文の土偶及び土器が出土した地区にないというのは、舟形町だけでございます。

1番 舟形町だけということですがけれども、やはりこれからどうなるか分かりませんが、新庄の道の駅構想にも縄文の女神を置く話も出ているようですけれども、まず新しく山形県に移設される前に、何らかの手を打たなきゃいけないと私も思っているんですが、それまでに舟形町に置ける気持ちと体制が整うかなということが心配されることで、長期戦として移動させることが、まず第一段階なのかなと私的には思っています。

また、縄文の女神ではないですが、町ぐるみで縄文文化をしているところは、岩手県だったり高島町で、町ぐるみでそういう雰囲気づくりを一生懸命している地域があります。情報を伝えるだけではなく、町として何か一つの方向性を導き出していないと、町民も気持ち移ってこないのかなと思いますが、その辺についてどう思いますか。

町長 全くそのとおりだと思っておりますので、ただやり方等、一気に火をつけて燃え上がるということはないと思っておりますので、まずは子供たちにしっかり縄文教育を施していきたいと思っておりますし、またいろいろな面で縄文というものを徹底してPRしているつもりであります。ここ何年かの商業大賞の応募作品は、全て縄文関係でいかせていただいております。その結果、賞には入りませんが、くどいくらいに商業大賞の応募については、縄文の女神を中心とした縄文文化というものを発信しているつもりでございます。

委員長 1番委員の質問は決算の審査ですので、今後の展望に関してはまた別の機会に質問を受けたいと思います。

ほかにありませんか。

9番 あちこち行って申し訳ありません。58ページです。2の1の7、企画開発費です。59ページの備考の中で2番の企画開発事業の一番下、若者海外体験促進事業補助金が決算になってございますが、この事業補助金はどこに補助を出しているんでしょうか。事務局というのはどこでやっている事業なんですか。

まちづくり課長 この事業につきましては、県と市町村の連携の事業になっています。補助はパスポートを取得した個人に直接補助をやっているものでございます。

9番 そうしますと、パスポート取得したときに補助ということで、若者海外体験というのは、その若者海外体験をする何かそういう事業があつて、それに応募した方がパスポート取得したときに補助を出すという事業なんですか。若者がパスポート取れば、何でもかんでも補助を出すという事業ではないですね。その辺りどうなんですか。

まちづくり課長 この事業につきましては、海外で体験する事業に参加するというものではなくて、若者の海外への渡航を促すという意味で、個人的な旅行にも該当するものです。以上で

す。

9番 そうしますと、この事業というのは若者ってどこまで若者、私も若者か分かりませんが、さっき町長が言ったばか者かしれませんが、そうしますと、こういう事業があるっていうのは若い人方知っているのでしょうか。パスポート取れば助成金くれるという話ですので、その辺りそういう事業であればそれなりのPRといたしますか、それをしていかなければ知っている方、知らない方で差が出てきてしまっはまずいんじゃないかなと思うところがございますので、令和元年度で1万5,000円ということがございますが、お一方ですかね。こういう事業をされて海外へ行ってどんな効果といたしますか、向こうに行きっ放しでないでしょうか、帰ってきてまた事業をやっているかと思えますけれども、その辺り帰って事業効果といたしますか、その辺りは確認といたしますか、聞き取りといたしますか、その辺りはやっているのでしょうか。

まちづくり課長 聞き取りは行っておりません。中心に呼びかけ、県の事業に対応した事業ということもありますし、行ってその効果聞き取るといったアンケート等も、県からは示されていない状況で、行くことによってその方個人個人がいろんな体験の中で学習とか、そういった知識、経験を積んでくるものといった内容になっております。

委員長 ほかに委員で質問は。

ここで、午後1時まで休憩します。

午前11時57分 休憩

午後 1時03分 再開

委員長 それでは、会議を再開します。

午前の質問に関して追加答弁がございます。

住民税務課長 4番小国委員のご質問で、空き家の数になります。昨年の10月1日現在で、空き家が53軒、うち多額の費用がかかると思えますが、利用可能と思われる建物が22棟、利用不可または倒壊を含めた建物が31棟になってございます。

あと、2番荒澤委員のご質問のほうになります。平成元年度の老人クラブ等の高齢者の安全教室が21回ございました。うちシニアカーの講習会については、全然ご希望もありませんでしたので、シニアカーの講習会は実施してございません。以上になります。

委員長 続きまして、まちづくり課長より追加答弁がございます。

まちづくり課長 私のほうからは、2点ございます。

初めに、9番斎藤委員よりご質問がありました地域おこし協力隊の管内の数であります。昨年の10月1日現在の数字になるんですが、管内では全部で10名の地域おこし協力隊がおります。そのうち協力隊がない町村、自治体に関しましては、舟形、大蔵、戸沢が今のところ

昨年の10月1日現在ではゼロ人というような内容になっております。

2点目になります。これは1番叶内委員からのご質問で、助成つきの、補助の関係でした。20万円を補助いたしておりました方は、平成27年からで現在までで8名、これが名簿登載になっております。そのうち1名の方が除雪対象者、高齢者の方がちょっと入院された関係で、昨年は活動されていないものの、あと7名及びその入院された方をするというふうに該当させた方で、トータル8名は全て名簿登載になっていて、7名は昨年も活動していただいているといった内容になっております。以上です。

委員長 引き続き、総務費の質疑をお受けします。

5番 それでは、64ページ、65ページになります。

65ページ、婚活推進事業、この中の結婚サポートセンター業務委託料、226万円になっておりますけれども、具体的な業務内容をお伺いします。

まちづくり課長 婚活サポートの業務委託料の内容につきましては、人件費約170万円、事務費約5万7,000円、ホームページ管理していただいています18万円、電話等の通信費12万円、旅費5,700円、燃料費6万円、印刷製本費約2万7,000円といった内容になっております。以上です。

5番 成果表を見ますと、13ページありますけれども、「町内で開催するイベントには参加しづらいという声もあり、今年度はイベントの開催は行わず、結婚サポートセンターにおける支援を中心に取り組んだ」というふうな成果表に書いてありますけれども、今年度はイベント開催はしていないわけですけれども、サポートセンターにおける支援を中心に取り組んだと。どのような支援を中心にやったのかお伺いします。

まちづくり課長 昨年度の事業の内容といたしましては、1つが未婚者へのアンケート調査を行っております。これは結婚に関する意識やニーズを把握するといった内容になっております。2つ目がお見合いマッチングシステムの閲覧会の開催ということで、東京のノツツェというお見合いの会社のマッチングシステムを利用しているんですが、それについて内容、こういったシステムですよといった研修会、学習会等をさせてもらっています。3つ目がカウンセラーのスキルアップということで、委託している結婚サポートセンターの職員が4回にわたって総合支所におけるスキルアップセミナーへの参加を行っております。大きなところでは以上です。

5番 このような業務内容で、何組か成立したというふうな実績というのはあるんですか。

まちづくり課長 これまでの結婚の実績は残念ながらございません。男性からの問合せとかそういったのが1件あったというふうに聞いたんですが、なかなか最後まで、結婚までには至らなかったといった報告を受けております。

委員長 ほかにございませんか。

4番 じゃ、64ページ、65ページ、民間賃貸共同住宅建設支援補助金とありますけれども、こっち、成果表の中にはそういう説明の文章はございませんけれども、今年度、私の町内に4棟の民間住宅ができたわけですから、今満床になったようですから、その成果についてはどのようにお考えなのかお聞かせください。

地域整備課長 成果について、民間賃貸共同住宅の支援補助金ということで、その成果についてのご質問かと思うんですけれども、4床満床になっておりますので、十分成果は出ていますと考えておるところでございます。以上です。

4番 確かに成果は出ていると思います。ただ、今後、町のほうでは定住促進とか若者向けとかと造ったわけですから、それについてはやっぱり町に一切固定資産税等が発生するわけでもなし、20年もすればまたリフォーム代など多額のまた資金がかかるわけですから、民間の場合は、確かに金額的に520何万円補助になっておりますけれども、これは長い年月見ればリフォーム代も町で負担することもなく、あと固定資産税でもこれは還元になってくるわけなので、もっと民間住宅というものの活用をもっともっと今後も考えていかなければならないと私は考えておりますけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょう。

地域整備課長 民間住宅につきましては、令和元年度で1棟できております。今年度は今のところゼロ棟なんですけれども、見込み1棟、どうなるかちょっと分からないところではあるんですけれども、年間1棟ぐらいの見込みということで考えますと、一気に需要が高まる、さらにこれを推進していったときにそれなりに多くなるというちょっと今のところは見通しもないものですから、今の状況のままで推移していくということで考えております。

4番 今後のことなんですけれども、さっきも申し上げたとおり、町の財政を考えたときには、確かに国からの助成金で建てるときには安く建つこともできるんでしょうけれども、その後の維持経費、その他もろもろを考えた場合、やはり民間はもっともっと活用もしていく時代になっているのではないかと考えておりますので、その辺よろしく検討をしていただきたいと思っております。

町長 4番委員さんのおっしゃられるとおりでございまして、ただ今までは民間のほうのアパート建築がなされてこなかったという経過がございまして、町として若者定住住宅とか子育て支援住宅を造ってまいりました。その経過はそのとおりでありますけれども、やはり町で指導しながら、そしてここ舟形町が魅力ある町であるというふうなことで、若い世代が多く来ていただけるというふうなことが一つ民間アパートが造られた理由かなというふうに思っております。今年度も、1棟計画あるやに聞いておりますし、また令和5年に専門職大学が現在の農林大学校のところにつくられます。それらを目当てに舟形町でもなお一層民間賃貸アパート住宅の建設というふうなものを促進できるように努力をしてまいりたいというふうに思っております。

10番 それでは、68ページのふるさと応援事業費について1つ伺います。

先ほどから出ていますように、このふるさと納税、制度替えによりまして大変納税額が減っているというのが現状でありますけれども、いろいろな財源としてありがたく使わせてもらっていることも事実であります。成果表16ページにこの活用の内容があるわけですが、この5つほどある中のウですが、地域の活力あるまちづくり、6,400万円ほど充当しておるようです。この中で、先ほど出ました民間の賃貸住宅の建設支援補助金、それから富田堰の改修県営事業負担金というのがありますけれども、この事業負担金って充当幾らしたんでしょうか。

財政係長 16ページにございますふるさと納税の活用内容というふうなことで、ウのところは富田堰改修県営事業負担金というふうにございます。こちらのハード事業につきましては、県が事業主体となって実施していただいております富田堰の改修事業に町のほうは負担金を支出するわけなのでございますけれども、主要な成果報告書50ページをご覧くださいたいんですけれども、50ページになります。(2)の事業内容の②県営農村地域防災減災事業負担金というふうなことで、富田地区の排水機場というふうになっておりますが、この事業、富田堰の改修事業と一体となって実施していただいております事業でございます。町負担額としましては1,344万円となります。こちらのほうにこの基金を活用させていただきまして事業を進めたというふうな内容になってございます。以上です。

10番 今、係長の説明あったように、この富田堰というのは、私の知る限りでは、町の土地改良区にも入っている、いわゆる農業用かんがい用水だというふうに思います。この中で、ほかにもそういった土地改良推進費とかというふうな項目があるわけですが、その1,300万円、このふるさと納税を充当するというふうな、何というか理由、ここはちょっとほかに特別な理由があったのかなというふうに思うわけですが、今までもこういうふうにしてふるさと納税の充当、こういった農業施設の改修とか整備にも使っていましたか。

財政係長 こういった基幹水路の改修事業というふうなものには、その多くの場合、過疎対策事業債を充当することができます。ただ、この富田地区の防災減災事業につきましては、過疎対策事業債が活用できないというふうな国のガイドラインになってございまして、別の何かしらの財源を充当せざるを得ないというふうな負担金の内容になってございます。

昨年度、東京都で開催されましたふるさと納税させていただいた方との交流会の中におきましても、こういうふうな事業に充当させていただきましたというふうな情報提供はさせていただいたところではございます。その中で、どういうふうな事業なのかというふうな質問を受けたというふうに伺っております、事業内容に充当するような案件ではなかったのかなというふうに反省するところもございまして、令和2年度の当初予算からはこちらのほうへの充当を取りあえずひとまず取りやめたというふうな内容にしてございます。以上です。

10番 財源のあるところから出すしかないというふうな答弁にも聞こえるわけですが、やっぱりこのふるさと応援事業、きちんと目的も立てているわけです。この項目については、地域の活力あるまちづくりというふうになっているわけですので、やっぱりある程度そういった充当の範囲というものをしっかりと明記しておくべきではないかなというふうに思いますので、今後その辺を注意していただきたいというふうに思います。

町長 10番委員さんのおっしゃるとおりでございます。私も何年か前に財源の振替と申しますか、財源の裏部分についての使い方というようなものは好ましくないと。舟形町の将来をしっかりと支える子供たちのための分とかというふうなことで、しっかりと寄附をしていただける、サポートしていただける、その方々に納得していただけるようなそういう使い方をしなければいけないというふうな指示を出しておったところだったんですが、私もちょっと失念しておりまして、こういう使い方をしたことについては大変申し訳なく思っているところでございます。昨年、ふるさと納税をしていただいた方々と交流会を結ばせていただいて、少しでも舟形町を応援していただける、そういった方々を増やしていきたいというふうに思っております。そういった中で、1つは平成30年度における徳州苑が被災をしたと。その主な原因が富田堰にあったというふうなこともあってそういうふうな計らいになってしまったのかなというふうに反省するところはあるんですが、冒頭で申し上げましたとおり、やはり裏財源に使うようなそういうものではなくて、しっかりと町独自の事業に対して使えるように今後指導してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

6番 ページが60ページ、61ページの中で、61ページの一番上、新庄・最上ジモト大学推進コンソーシアム、この内容についてお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 このコンソーシアムは、高校生を対象に、これから大学等でこの地域を旅立つ前に地域をもっと知っておく必要があるんじゃないかという、地域を知ってもらいたい、それが結果的には将来の定住する場合の選択肢の一つにこの地域を入れていただきたい、それがまた定住につながっていただきたいというような目的で、高校、あと自治体、大学、あと企業等が集まって出来上がった協議会でございます。以上です。

6番 地域にとっては、非常に定住にもつながるすばらしい事業かと思いますが、舟形町では何人の高校生が参加し、そしてまた新庄・最上地区のこのコンソーシアムでどのような活動を行ったのか、お願いしたいと思います。

まちづくり課長 舟形町からの高校生の参加者は、すみません、今手元に資料がなくてちょっとはっきりした人数は、ここではちょっと申し上げられないのですが、舟形のメニューとしましては、ジョブシャドウイングといった企業の体験のメニューを昨年は展開させてもらっています。この事業は、舟形の企業に実際に高校生は行っていただいて、そこで働いている企

業の方を実際に半日なり、どんな仕事をしているのかというのを見ていただいて、それでそれが終わった後に感想などを聞いている体験を、プログラムメニューを昨年は舟形で実施しております。

6番 成果表にも載ってきていないということは、想像するに舟形の高校生の参加が非常に少ないんじゃないかなというふうに懸念をしているところであります。せっかく中学校を対象にしたWAKU WAKU WORKですか、新庄・最上管内における、特に舟形を中心としたこういうふうな就労の場があるというふうなところを提供している事業を行っているわけでありまして、やはりこの事業の重要さを考えていくと、舟形町の高校生に多く参加していただいて、そして地元を理解していただいて、舟形に定住していただくというふうなところをやはり進めていくというのはすごい大事だろうというふうに考えております。そういった中で、もう少しこの内容についても成果表に載せていただきたかったなというふうに思っているところですけれども、舟形町の意気込みを聞いておきたいと思えます。

まちづくり課長 大変失礼しました。成果表の14ページをご覧いただきたいと思えます。

こちらの上から③、ここに舟形のジョブシャドウイングという報告をさせていただいております。その中に参加者が高校生、中学生を含め、中学生が4名、あと高校生が6名といった参加者数をちょっと記載させていただいております。すみません。

あと、今後は、やはり舟形町の中学生、高校生、やはりこの地域に将来的にまた戻ってきていただきたいと。その定住につなげるために、WAKU WAKU WORKはじめ、今申し上げましたジョブシャドウイング、あとは企業の方が逆に自分の企業をPRする研修会も開催しておりますので、そういったものを総合しながら若者の定住に向けて今後も取り組んでいきたいというふうに考えております。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは、ページ、68ページです。2の1の21、舟形町総合戦略推進事業費でございます。次のページ、71ページの備考のほうに不用額85万3,000円、委託費でございますが、不用額が出てございますが、委託事業二百何がしの予算に対して130万円の実績ということで、80万円の不用額出ているわけでございますが、成果表を見ますと、元年度は地区ビジョンと申しますか4地区のビジョンを掲げて成果的には成功したというような表現でございますが、80万円ものこの不用額が出て成果があったという表現かと思えますけれども、どんな形で終わったと申しますか、地区ビジョンの表を作り上げて各家庭に配布をしておるようでございますが、当初掲げた予定より不用額が出ていて本当に成果が上がったのか、そのあたり、お伺いしたいと思います。

まちづくり課長 不用額の大きなものは委託料で、酒田、東北公益文科大学のほうに事業のコーディネートを委託しているんですが、これについては精査していった中で、委託料がそれほ

どまでにかからなかったといったものが一番大きな不用額の内容となっていると思います。

あと、成果についてなんですが、やはりこの事業が4年間、平成29年から令和2年までの4年間という事業だったんですが、この4年間の事業としては、30年に開催しました各町内会ごとのワークショップにおける町内会ビジョン、この作成、あとは31年に開催しました地区ごとのワークショップと地区ビジョン、それが今年4月からスタートしております町の第7次総合発展計画のほうに地区ビジョンを盛り込むことができたといったことで、多くの町民の方が参加してこの事業が町の第7次総合発展計画と連動できたということは、一つの大きな事業の成果と思います。ただ、この地域づくりに関しては、町長もいろんな場面でお話されているとおり、この4年間で全て成果が出るといったものではないというふうに私も思っております。引き続き、地域づくりに関しては、この補助金があってもなくても取り組んでまいりたいと思っておりますので、今後も変わらず取り組んでいきたいというふうに考えているものでございます。

9番 ちょっと聞き方が悪かったのかと。当初216万円の予算を組んだわけですよ。予算を計上したわけですよ。これで公益文科大学にお願いをして事業をやっていきましょうという、当初考えて結果的に80万円ほど不用額が出て130万円ほどの委託料しか発生しなかったというのは、事業そのものが、当初計画したそのものがなかったのか、途中で変更になったのか、そのあたりをお伺いしたいんですが。

まちづくり課長 当初計画していたよりも実際進めていたものがなくなったといえますか、30年の内容を参考に私は計画したんですが、31年は地区ごとのビジョンということで、ワークショップの回数がかなり少なくて済んだといった内容になっています。35町内会をやっていた30年を参考に組んでみたものの、実際は4地区であればそんなにワークショップの回数が多くなくて済んだといった内容で、当初の私の積算もちょっと甘かったというふうに考えております。

9番 積算が甘かったと言ってしまうとそれまでですけども、元年度の当初予算でも、地区ビジョン、今回は、今年度は4地区に分けての地区ビジョンに取り組んでいきますよともう分かっておったわけですよ。それなりに回数も、各町内会ごとやっておったよりはワークショップの回数が少なくて済むというのは、当然分かってやったわけですよ。そこで30年度の実績を踏まえて予算を組むということ自体が甘かったと課長は言っていますけれども、それ言ってしまうとそうかもしれませんけれども、そういうこと自体がちょっと80万円もの不用額を出してしまうわけですから、そのあたり、今後そういう計画を組むのであればしっかりとした実績と成果を踏まえて予算計上していただきたいと思います。

まちづくり課長 今後は、予算計上の際は、十分に計画を組んで予算計上してまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第2款総務費について質疑審査を終結いたします。

第3款民生費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第3款民生費の質疑に入ります。

2番 80、81ページの81ページの一番下の段になります。老人福祉事業56万1,983円が実績になっておりますけれども、この中で、緊急通報システム設置事業ということで、33万6,655円と、その内訳が書かれてあります。これは、平成30年度が19万8,000円というふうな金額ですけれども、これが増えている内容の説明をお願いいたします。

健康福祉課長 緊急通報システム設置事業でございますけれども、主要な施策の報告書の26ページになります。こちらのほうに内訳のほうを記載しておりますけれども、今ご質問ありました通報システムの端末購入費につきましては、4台の購入で25万9,985円というような内訳になってございます。以上です。

2番 すみません、このシステムのちょっと勉強不足で分かっていないんですけれども、これは独り暮らしになった段階で、その家族の方、あるいは親戚の方が申請するものなのか、役場のほうで独り暮らしになった段階で自動的にといたしますか、そういうシステムを設置していただけるのか、その辺の説明をお願いいたします。

健康福祉課長 この緊急通報システムにつきましては、独り暮らしの世帯になった段階で、必要か必要でないかは本人さんを含めて家族の方で検討していただいて、そこに民生委員の方も入っていただきまして必要であれば申請をしていただくというふうな、それから町のほうで設置の段取りをするというふうな流れになっております。

委員長 ほかにありませんか。

4番 82ページ、83ページ、3の1の5、老人鍼灸マッサージサービス事業についてお伺いいたします。私の記憶が間違っていなかったなら、今年度申請者が90名、利用件数が46件とありますけれども、前は本当に少なかったなという思いがあるんですけれども、このように利用者が伸びた要因はどのような要因なのかをお聞かせください。

健康福祉課長 ただいまご質問ありました老人鍼灸マッサージサービス事業でございますが、主要な施策の報告書28ページの中身でいいますと、申請者数が90名で、うち利用件数が46件というふうな形でありますけれども、30年度の前年度につきましては、申請者数が82名で利用者数が38件というふうな形で、若干多くはなっております。申請者数で8名の増、利用件数で8件の増というふうなことでございます。その伸びについてですけれども、8件、その程度の増なので、ちょっとこちらでもどういった伸びが原因なのかは把握しておらないという

ふうな状況です。

4番 30年度が82名ということで、微増になっているわけですがけれども、当初この事業が始まった頃には本当に少なかったのかなという思いがあったものですから質問させていただきました。この微増でもありますけれども、増えているということにはやはり町民のニーズがここにはあるのかなという思いでおりますので、今後ともしっかりこういう事業をやっていただきたいと思います。答弁はいいです。

委員長 ほかにありませんか。

1番 94ページの4の1の5の95ページの備考欄の心の健康づくり推進事業……（「1番委員、何ページ」の声あり）94ページの4の1の5健康増進事業……（「まだ3款なので、4款になってから」の声あり）すみません。

委員長 ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

委員長 なしと認め、第3款民生費について質疑審査を終結いたします。

ここで、説明員交代のため暫時休憩します。

午後1時45分 休憩

午後1時48分 再開

委員長 会議を再開します。

第4款衛生費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 （朗読、説明省略）

委員長 これより第4款衛生費の質疑に入ります。

1番 先ほど失礼しました。ページが94ページの4の1の5、健康増進事業ですがけれども、備考欄の心の健康づくり推進事業ということで、歳入のほうで衛生費県補助金のほうでも4万4,000円とありましたけれども、この成果表の39ページの内容で、目的と成果でありますけれども、これは講師はどのような方で、研修として職員何人ぐらい参加しての事業だったのかお聞きしたいと思います。

健康福祉課長 心の健康づくり推進事業につきましては、委員がおっしゃられたように成果報告書の39ページのほうに事業内容が載っておりますけれども、元年度につきましては、人材育成事業としまして職員の研修会とあとリーフレットなどの啓発事業を作成して窓口などに設置しております。

ご質問ありました研修の内容ですがけれども、講師の先生につきましては、大学の先生の講師をお願いしまして、職員の参加については約70名が参加しております。

委員長 ほかにありませんか。

2番 4の1の5、健康増進事業費です。健康増進事業費1,118万円ですか、使われていますけれども、この中で人間ドックが16回、受診者が765名。この数字は、前年度が18回で受診者が819名ということで、54名減っています。逆に地域健診は、回数4回は同じですけども、受診者数が282名ということで、19名、こちらは増えております。これは、あれですかね、人間ドックの減った分が地域健診のほうに若干回ったというふうな認識でしょうか。その辺お聞きいたします。

健康福祉課長 元年度につきまして、人間ドックなんですけれども、2回減っているというのは女性の分のがん検診が元年度なかったものですから、その分少なくなりまして、そのない分が委員おっしゃるように地域健診のほうに回ってきたというふうなことで、若干人数が増えているというふうなことでございます。

2番 ちょっと抜けていました。2年に1回というやつがあった。多分それ、改めて理解いたしました。その内訳、Cのところのがん検診の内容がそれぞれ書かれてありますけれども、それぞれのがん検診、胃がん、大腸、肺がん、3つの検診で、これも平成30年度実績よりもそれぞれ少なくなっております。これはやっぱりちょっとしつこく皆さんに周知してやってもらうというふうなことしかないのかなと一般質問でもお話ししましたが、諦めずにやってくださいというふうなお願いしかないと。答弁は必要ありません。

委員長 ほかにありませんか。

5番 それでは、93ページのほうになります。予防接種事業、この中の委託料として予防接種委託料420万円になっております。成果表37ページですけども、予防接種名と人数が記載されているわけですけども、予防接種をしない考えの保護者が一定数存在すると、こういうふうになっております。一定数ってどのぐらいでしょうか。

健康福祉課長 各年齢ごとに大体1人か2人ぐらいはそういうお考えをお持ちの保護者の方がいらっしゃるということでございます。

5番 この予防ワクチンの接種を勧奨している中で、このような方がいるというふうなことは問題がないというふうに考えてよろしいんですか。

健康福祉課長 国としましても、町としましても、これは予防接種というのは必ずというふうに呼びかけはしておりますので、問題がないというふうには思っておりませんが、やはりそれぞれ考えがございまして、自然のやり方を推奨するとか、いろいろあとは宗教的なこととか、いろいろ考え方ございますので、勧奨はしますけれども、なかなかそこら辺を必ずというふうなところまではなかなかいけないというのが実情でございます。

5番 それでは、今後、そのような方に指導というのは、するつもりはあるんですか、ないんですか。

健康福祉課長 いろんな健診の機会を捉えまして毎回声がけといたしますかお願いという形は取っ

ているのが現実ではございますけれども、ゼロにはならないというのが実情でございます。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは、94ページです。4の1の6で、斎場管理運営費でございますが、備考のほうに、97ページのほうに備品購入ということで、成果表のほうを見ますと、備品購入というのは何かと見ますと、昇降台2台とデジタルカメラ1台とございます。昇降台は分かりますけれども、このデジタルカメラというのは、何を見るカメラなんですか。カメラだから撮るんだがした。何を撮影するカメラなんでしょうか。

住民税務課長 昨年度雨漏りのほうの修繕工事を実施しております。それを確認するために、斎場にカメラがございませんでしたので、カメラを1台購入しております。

9番 屋根を補修したその雨漏りを確認するためカメラを屋根につけているの。そのカメラ買ったの。

住民税務課長 すみません、雨漏り箇所を確認するために市販のデジタルカメラを買ったところでございます。屋根にカメラをつけているわけではございません。

9番 この屋根補修200何がし、でないな、1,500万円ほどかけて屋根をやっているんだけど、その工事をやるためにどこが雨漏りしているかを確認しているため、写真を撮るための買ったカメラなの。カメラって役場でそういうのカメラないの。わざわざこの斎場だから、別管理だから、そのためにわざわざ買ったわけ。必要あるの。

住民税務課長 常時職員が現場のほうに出向いているわけではございませんので、雨漏りした箇所を斎場の管理人の方に依頼して撮っていただくために1台購入してございます。

9番 私、よく分からない。必要あんのかな。その管理人の方というのは、女性の方。女性の方、屋根に登って写真撮ったの。それはいいです。そういうことでカメラを買ったんであれば。

ちょっと別のことを聞きたいんだけど、斎場の中、何と申しますか、皆さん集まる場所なんだけれども、行くたびに形状と申しますか形が、お参りする場所とか、お参りする台とか、いつも変わってしまうんだけど、あれは、ここに委員会というのがありますけれども、その中で話をして決めているんですか。何かどんどん変わっちゃって、今は何も花も上げるところがない、何も無いような感じなんだけれども、何であんなふうに簡素化してしまうのか、そのあたり分からないんだけど、これ課長に言ってもしょうがないのかな。

住民税務課長 すみません、その点につきましては、斎場の運営委員会のほうで、どういうふうな形で、管理人のほうには伝えてはおりません。管理人のほうでちょっと葬儀屋さんのご相談の上、多分変えているのかと思いますので、再度確認をしたいと思います。

委員長 9番委員斎藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条ただし書の規定によって特に発言を許可します。

9番 じゃ、この運営委員というのは、勉強不足で申し訳ないけれども、これはどなたがなさっ

ているんですか。

住民税務課長 運営委員につきましては、舟形町の代表3名、大蔵村の代表3名、6名で構成してございます。舟形町につきましては有識者という形で、あと大蔵村さんにつきましては地区代表という形で、3名の方が参加されてございます。（「メンバーは」の声あり）

委員長 暫時休憩します。

午後2時03分 休憩

午後2時03分 再開

委員長 再開します。

住民税務課長 名前のほうを申し上げます。舟形町からは、大場清之さん、奥山恵司さん、佐藤大樹さん、大蔵村さんにつきましては、土屋徹さん、國分孝一さん、小関忠雄さんになります。

委員長 ほかにありませんか。

2番 96、97ページの清掃事業費です。848万3,000円の中ですけれども、成果表の中にごみの1年間の量が事細かく記されております。この中で、成果のところ、可燃ごみが2.15トン、不燃ごみが2.4トン減少して町民の意識の高揚が図られたというふうな結びになっております。これをちょっともう少し分析してみますと、確かに令和元年度は減っておりますが、当然人口も減っておりますので、その1年間の人口で評価しないと駄目だと思うんですけれども、ちょっと単純に評価してみました。前年も、30年度も3月末の人口で評価してみました。したところ、可燃ごみに関しましては、1,037トンを、これを割る12にして人口が5,179人ですので、月1人当たり16.7キロごみを出しているというふうな数量になります。逆に、平成30年度は同じような計算で、3月末の人口が5,359名ですので、16.2キロを1人当たり出しているということで、可燃ごみに関しましては、0.5キロ、1人当たり増えているというふうな結果になっていますので、何かやっぱり物差しを出してしなければ、単純にごみが減ったから意識が上がったというふうな言い方ではまずいかなと思っていますけれども、その辺の分析の仕方ですけれども、どのように考えておられるのか、質問したいと思います。

住民税務課長 可燃ごみにつきましては、平成30年度1人当たり1日当たりの排出量が534グラム、令和元年度につきましては546グラムと12グラム増えてございます。人口が減ったため総数的には減ってございますが、12グラムほど増えてございます。そのため今年度につきましては、主な可燃ごみの内容が紙ごみとなっておりますので、紙ごみを減らすため今のところ取り組んでいるところでございます。

あと、不燃ごみにつきましては、平成30年度1人当たり1日当たり49グラム、令和元年度におきましては48グラム、1グラムほど減ってございますので、このまま維持を続けるように

努めてまいりたいと思います。

2番 やはり今説明あったように、もう少しこの数値をばらして分かりやすく見えるようにまとめればもっともっと分かりやすいような成果表になるかと思いますが、その辺もぜひ課題にして前に進んでいただきたいなと思います。答弁は要りません。

委員長 ほかにありませんか。

9番 先ほどの斎場の関係なんですが、運営委員の方、分かりました。その運営委員の方々の話し合いを、施設の改善とか様々な話をするとき担当の課長さんは出席しているんですか。

住民税務課長 担当の私と、あと担当者が出席してございます。

9番 様々な工事とか、足りないものとか、備品とか、そういうのは話は分かるんですが、先ほど申し上げました内部の何といいますかレイアウトですか、その変更とかというのは、委員の方々の意見でああいう形になっていくんでしょうか。何を言いたいかというと、前もこの予算委員会でもどなたか委員の方がおっしゃっていました。最期にお別れをする場なのに、何かあまりにも寂しいといいますか、簡素化になってしまって、非常に悲しいというような言葉もありました。私もそういうふう感じております。何か行くたびにだんだんと規模が小さいといいますか、何かなくなっていくような感じがしておるんですが、あのあたりも委員の方の意見が出て、課長さんもそうだなと賛同されてああいうふうな形になっていってしまうのかな。そのあたりはどういうふう感じておりますか。

住民税務課長 昨年度の会議の際につきましても、斎場のほうの現場のほうを確認して、それから会議のほうに移ってございます。昨年度、大きく意見をいただいた件につきましては、車椅子の方が和室に入りづらい、入りにくい、入れないというご意見をいただきまして、和室のほうに自動式の車椅子を上げるための装置を購入してございます。その際、委員会の中におきましては、斎場のレイアウトとか、祭壇の関係とか、そういったお話が出ておりませんでしたので、管理人のほうにつきまして、その点については何ら申し上げておりませんので、今の状況がどのような状況なのか、管理人のほうに再度確認をしたいと思います。

9番 そうしますと、今の課長の話ですと、そういうレイアウトとかそういうものについては、管理人の方の判断でやっておるとこのように聞こえますが、ちょっとあの状態では私はあまりにもさま変わりしてしまって、最期の別れの場にしてはちょっと簡素化過ぎるなど感じております。

町長、最近、火葬場行っていますか。もし感じたことあれば。

町長 残念ながら、最近火葬場のほうには出向いておりません。

委員長 ほかにありませんか。

2番 すみません、同じ内容です。斎場の話になりますけれども、この工事請負費等々の中で、今話あった車椅子用の段差の昇降機というんですか、それを設置していただいたようです。

私はたまたま先月親戚の葬儀があってその場に行って時間もありませんでしたのでいろいろ話してきたんですけれども、なかなか使えないというふうな管理者のお話でした。その旨を即担当者にお願いで動いていただきました。管理人の話によりますと、これで誰か使った方がいいかというふうなお聞きしたんですけれども、1年ほど経過してはいますが、まだ利用される方がいないというふうなお話でしたので、ぜひそういう新しい設備を買ったら、自分たちでやってみて、そして管理人にやらせてみて、どこがまずいのか、あくを出してから引渡しというふうなことが本来だと思いますので、そういうふうな設備を与えれば良いという認識はないと思いますけれども、その辺の考え方をぜひお聞きしたいと思います。

住民税務課長 確かに昇降機は設置しましたが、和室になってございますので、例えば外から来た車椅子で上がりづらいという意見もあるかと思えます。その点につきましては、和室のほうに車椅子で上がっても畳が損傷しないようなマットを敷く等の検討を今しているところがあります。より使いやすくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

2番 ぜひ、いいものを買っていますので、すぐ使えるようにしていただきたいと思えます。答弁は要りません。

委員長 ほかにありませんか。

6番 92ページ、93ページ、診療所費、舟形町では令和元年度では990万円使っておりまして、その大半が医療機器整備事業補助金928万4,000円ということですのでけれども、先生が代わられてから、分かる範囲で結構なので、今現在の舟形クリニックの利用状況、前年の舟形診療所と同じぐらいの利用状況になってきているのか、そこら辺、お聞きしたいと思えます。

健康福祉課長 ただいまの舟形クリニックの利用状況についてでございますけれども、1日平均利用が大体35名ぐらいだそうです。以前の原田先生の時よりはまだ少ない状況のようでございます。

6番 この診療所につきましては、スムーズな先生の移行というか、異動ができたおかげで、さほど切れ間なく対応できているということにつきましては、大変感謝を申し上げたいというふうに思えます。今後とも、この診療所につきましては、やはりあるとないでは全然違うわけなので、舟形町としてもぜひとも支援できる範囲で協力をお願いしたいなというふうに思えます。令和2年度でこういったことを協力するんだという何か考えあれば答弁をお願いしたいと思えます。

健康福祉課長 舟形クリニックが開業する際には、冬の期間でありましたけれども、施設が25年以上たっているというようなことで、大分老朽化しておりましたので、中のほうの部分について改修なども行ったところではあるんですけれども、今年度に入りまして水回りでありましてとか電気の不具合なんかもちょっと出てきております。電気につきましては、今年度予算をいただきまして、外のキュービクルの設備を全部更新しまして8月に完成しております。

中のちょっと電気とかの不具合も出てきておりますので、そういったところについては修繕で対応していきたいというふうに考えております。

また、先日、補正予算のほうで議決いただきましたけれども、インフルエンザの予防接種事業につきまして、今年、去年までは子供と高齢者だけを行っていたのを今年はその中間の方にも拡大をするということで、議決をいただいたところなんですけれども、そちらについて武藤先生のほうにお話をしまして最大限のご協力をいただけるといふふうなお話をいただきましたので、そういった点でも少し舟形クリニックの売上げのほうにも通じるのかなというふうに思っているところでございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第4款衛生費について質疑審査を終結します。

第5款労働費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第5款労働費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第5款労働費について質疑審査を終結いたします。

第6款農林水産費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第6款農林水産業費の質疑に入ります。

5番 それでは98ページ、6の1の1、農業委員会費、備考のほうを見ますと農業委員会事業のほうで、山形県農業委員会女性の会負担金とありますけれども、昨年までこの会というのはなかったと思うんですけれども、今年新しくできたんですか。

農業振興課長 新しくできた組織になります。

5番 負担金、これ6,000円になっています。舟形町では2名の女性の方がいると思うんですけれども、これは1名でも2名でもこの負担金というのは同じですか。

農業振興課長 2名で6,000円という形で、1人3,000円という形の負担金になってございます。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページが106ページ、6の1の11、体験実習館です。次のページに様々事業が書いてございますが、大きな今回元年度に工事をしているようでございますが、この成果表を見ますと日帰りの利用者が多くなっているということでございますが、この日帰りの利用者というのは、主に体験実習館でどんなことを体験して、体験といいますか施設を借りてなさっている方なんでしょうか。

まちづくり課長 体験実習館における日帰りの利用者は主に県外の方が多いです。郡内につき

まして比較的多いところでありまして、例えばトレセンにおけるフットサルとか、そういった日帰りで帰れる県内になっている方が多い状況です。

9番 町内、町外の方もいるということで、大変結構なことだと思いますけれども、かなり今回はお金をかけて改修をやったわけですので、もっと利用者が増えるような形でPRすべきかと思いますが、このあたり、指定管理者のほうから何か施設についてこうしてほしいとか、大きな改修とか、今回屋根等々の改修はやってございますが、そういう指定管理者と町側との話合いといいますか、そういうのは定期的にやっておるんですか。

まちづくり課長 指定管理者と町との話合いというのは、定期的ではなくてその都度何かあった場合に連絡を取り合いながら、不具合があるとか、こういった希望があるとか、そういったものを情報のやり取りをしているといった状況でございます。

9番 そうしますと、今回のこの屋根の工事とか様々、物を買いたいとかいう話は向こうから、定期的にやっていないので、一般的に話が来て町としては対応しているということだと思いますけれども、1点だけ、この事業内容の中で、一番最後に備品購入、事業用器具費、27万6,480円ございますが、これは何を買ったのか分かりませんが、昨年、平成30年度も同じ金額で購入しています。これ同じものを何回も買っているということなんですか。

まちづくり課長 この備品につきましては、宿泊する部屋の暖房器具になっています。ただ、一気に買うのではなくて点検しながら必要な分を買っていつている内容でして、昨年と同じ、昨年も暖房器具になっています。

委員長 ほかにありませんか。

2番 106、107ページの6の1の10、農村環境改善センター管理費ですけれども、不用額が88万6,000円ほどあります。最近で、そこのグラウンドの利用、野球関係ですけれども、特に利用が好調で大変いいことだなと思っております。当然利用者が多いんですので、車ですか、それもかなり多くなっていますけれども、保護者の方から駐車場に関して何か問合せがあったか、ないのか、お聞きしたいと思います。

まちづくり課長 保護者の方からは、以前に駐車場、いっぱいになるといったお声もあったんですが、年間、かなり数多く利用いただいている中で、毎回いっぱい足りないということではないようであります。ですので、今のところは、その駐車場に関しては対応できないという内容のお話はいただけないというふうに感じております。

2番 今課長から答弁あったように、野球が開催されるたびに駐車場は満杯には確かになっていないようですが、やっぱり時期によっては道路に止めてしまう方もおられますので、駐車場の中での事故防止、あるいは当然県道上での事故防止のためにも、ぜひ駐車場の中に白線等々のラインを引けば、もう少し見栄えもよくなるし、車もすっきり止められるのではないかなと思いますけれども、その辺のちょっと考え方をお聞きしたいと思います。

まちづくり課長 駐車場内の白線等を引いて効率よく駐車ということなんですが、この件に関しては上司と相談しながら今後検討してまいりたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

5番 それでは、101ページ、水田農業対策費、この中の備考のほうの7番目です。農業再生対策事業費補助金、303万6,000円となっております。この内容を見ますと、水田転作作物種子助成が150万8,000円、それから農地集積支援対策助成が145万円というふうになっておりますけれども、昨年度、これは422万円というふうになっていたと思うんですけども、120万円ほど減っております。その内容は、この2つのどちらが減ったのか、お伺いしたいと思います。

農業振興課長 昨年度と比べて減額となっているのは種子助成のほうになります。

5番 種子助成のほうが120万円減っていると。そうすると、転作作物を作る人が減ったと、こういうふうなことでよろしいんですか。

農業振興課長 減ったというよりは補助率の変更がございまして、その30年度までは2分の1補助というふうな形でしたが、昨年度から3分の1補助というふうな形で、補助率の変更がございまして。

5番 2分の1から3分の1減ったと。2分の1から3分の1になっただけで、金額にすれば120万円減ったと、そういうふうなことですよね。

農業振興課長 120万円以上減っているような状況になっております。

委員長 ほかにありませんか。

6番 ページが104ページ、6の1の7、圃場整備事業ですけども、成果表の中では松原、紫山、沖の原というような形で、実際に始まるというふうなところが列記されておりますが、現段階における長沢地区、堀内地区では、この圃場整備に関するような話合いと申しますか、そういうのは一切ないのでしょうか。この辺お聞きしたいと思います。

地域整備課長 長沢地区の圃場整備については、7月に1回、有志というか担い手農家になるような方が集まっていたいて話合いをしております。説明会をしております。

堀内地区については、まだ何もしていない状況です。以上です。

6番 大変人が、人というか面積が集まらないとなかなかできない事業でありますけれども、やはり農地としてある、後継者を育成していくというのは非常に難しい感じはしますけれども、やはり舟形町全体の発展を考えていきますと、堀内も含めて基盤整備を進めていかないと、耕作放棄地だけが出てくるというようなことが懸念されるわけです。そういったところで、後継者というふうな難儀な課題もあるにしても、町として今後とも働きかけていくのか、もう少し強い答弁を課長のほうからお願いしたいと思います。

地域整備課長 農地整備事業、圃場整備事業につきましては、まず今の事業制度、補助事業の制

度上、担い手たる農家がいないと成立しない要件になっております。担い手農家に農地を集積するまたは高度経営体になっていただく、そういう形での圃場整備という形になっております。

長沢地区、堀内地区におきましても、なかなか担い手農家さんが決意してくださらないというか、まだ現状の状況から一步踏み出していただけない部分もあるんですけども、今後話しを進めながら、地域の担い手農家さんの要望に応えながら進めてまいりたいと考えております。以上です。

6番 特に堀内地区については、非常に難しいというふうな答弁であります、町長の地元でありますので、町長の考えもお聞きしたいと思います。

町長 6番委員さんのおっしゃられるとおりでありまして、やはり地域で活性化並びに定住、持続化というふうなことを考えていきますと、農業が果たす役割というのは非常に大きいものだとは私思っております。そういった意味で、米作り、水稲部分については、しっかりと今後続けていかなければいけないと。そのためには一つの手法としては圃場整備は有効だろうというふうに思っております。その圃場整備で集約して、さらに余剰の人員、農家等については園芸作物等に移行していただくというふうなことで町の方向性は示しておるんですが、先ほど課長が申し上げましたとおり、堀内地区、そして長沢地区、特に上長沢地区につきましても、中心となる担い手農家がなかなか出てこないという現状がございます。やはり担い手農家をしっかりと育てていくことが大事かというふうに思いますが、いずれにしましても、県営事業に採択されるためには20ヘクタールを確保しなければいけないというふうなこともございまして、そういった意味で担い手農家、さらには面積の確保というふうな部分で、両方とも中山間地に位置しておりまして平場が少ない状況の中で、今後どのようにしていく必要があるかというふうなことについては、いろいろ我々ももっともっと汗をかいて、ぜひ私の地元である堀内地区についても、担い手農家がしっかりと圃場整備をして未来につなげていける農業になるよう努力してまいりたいというふうに思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ページ、112ページです。6の3の1、水産業費でございますが、様々事業、修繕費等々、書いてございます。成果表の中で確認しますと、4号井戸の修繕費が330万円ほど計上してございますが、こっこの決算書で見ますと、あと38万1,600円ほど差額があるようですが、この38万何がしの修繕の内容は何だったのでしょうか。

農業振興課長 そちらの差額につきましては、2つの修繕工事がございまして、1つはサケのふ化場のボールバルブの交換の工事が1件と、あとは4号井戸のポンプの電源ケーブル等の修繕工事というふうな2件の修繕工事が含まれてございます。

9番 2件あって、サケのほうはともかく、このもう一本のほうは4号井戸に関わる電源という

話ですので、もし表現できるのであればこれに330万円にプラスしていただきたかったし、サケのほうもここに書いていただければ私でも理解できたんじゃないかなと思うんですが、今後、私でも分かるように記載をお願いしたいと思います。答弁要りません。

委員長 ほかにありませんか。

5番委員質問あるようですけれども、ここで3時まで休憩します。

午後2時40分 休憩

午後3時01分 再開

委員長 会議を再開します。

5番 それでは、108ページ、109ページですか。担い手育成総合支援事業の中の機構集積協力金、207万5,000円になっております。これは成果表を見ますと、9件で207万5,000円というふうになっているようですけれども、これ当初予算で520万円だと思えるんですけれども、370万円ほど減額補正しております。これは集積が進まなかったとこういうふうなことで減額になったわけですか。

農業振興課長 こちらにつきましては、小松原田地区の地域集積協力金というふうな地域ごとに申請する協力金がございます、そちらの取りまとめが昨年度中には完了しなかったということで、申請に至らなかったということです。以上です。

5番 それでは、集積が進まなかったというわけではないと、そういうことでよろしいんですね。はい、分かりました。

委員長 ほかにありませんか。

2番 110、111ページになります。6の2の1、林業振興費、この111ページの中で、(6)委託料になりますけれども、有害鳥獣駆除委託料というふうな金額載っていますけれども、今現在、一生懸命やってもらっていると思えますけれども、なかなか私の身の回りにもイノシシが近づいてきているようすけれども、その辺、今現在、例えば今年度でいいですけれども、参考までに今現在の実績をぜひお願いしたいと思います。

農業振興課長 大変申し訳ありません。今年度の実績、ちょっと今持ち合わせておりませんので、申し訳ございません。

2番 なかなか成果が出ていないというふうな、私も認識しておりますけれども、やはり年々年々イノシシのほうの脅威が迫ってくるものがありますので、今回は令和元年度の決算になっておりますけれども、ぜひ次年度に向けて捕獲頭数の実績のある、例えば近隣市町村でも県内の町村でも、ぜひ実績のあるところで教わるなり見てくるなりして、ぜひ参考になるものは参考にして実績を伸ばすような努力をしていただきたいと思いますけれども、その辺のちよっと考え方を教えていただきたいと思います。

農業振興課長 ただいまご指摘のとおり、実績の上がっている市町村のほうにいろいろと教を請うような形を取りながら進めていきたいと考えております。特にイノシシについては、非常に多く発生している状況になっておりまして、町の実施隊についても、くくりわな等で対応しているんですが、なかなか捕獲に至らないというふうな状況があります。昨年度も数頭というふうな形で、なるべく多くの成果を上げるためにも先進地にいろいろ教を請いたいというふうに考えているところでございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 6の1の13です。108ページ、109ページ、担い手等支援対策事業費の中で、新規就農者総合支援事業、成果報告書には5件というふうにあります、5件の農業形態を教えてください。

農業振興課長 品目でお答えする形でよろしいでしょうか。

まず、水稻が1名、アスパラガスが2名、キュウリが1名、ネギが1名というふうな形になっております。

6番 それぞれ希望を持って就農をされていて頑張っているのかなというふうに思っておりますが、当然農業経営は分離して会計区分をやっているかと思いますが、要は当然若い方でありますので、もしかしたら順調に成績が上がらない場面もあるかと思いますが、ここで大事なものは責任を持ってやっていただくというふうなところが一番大きいのかなというふうに思っております。そういった中で、舟形町として若い方々へどういうふうな指導を行っているのか、お願いしたいと思います。

農業振興課長 どういった指導かということでございますが、まず申告をする際などの申告の仕方とか内容の確認等をさせていただいております。また、中間年において中間確認の際のどういった取組をしているのかをつぶさに聞き取りいたしまして、こういうふうにあるべきだとか、営農の仕方、総合的に勘案しまして、様々な面で指導をしてございます。また、審査会においても、県の方々を含めていろんな面から指導をしているところでございます。以上です。

6番 要は、いわゆるもうからなければ、長く継続することはできないと思います。もうかるためには、今課長が答弁したとおり、きちっと計算をして、毎年毎年の集積ものを出して、どこに課題があったのか、どこがよかったのか、そこら辺の経営分析をぜひ町も入って継続してやっていただきたいというふうなことであります。そういったところで、もう少し経営的な面での指導というものに力を入れていただきたいというふうに思いますが、課長の考えをお聞きしたいと思います。

農業振興課長 ただいまの件についてですが、経営指導について、やはり町の職員だけでは十分でない場合もございますので、普及課の経営指導の専門の先生のほうからも見ていただきな

がら、決算、また営農の状況の総合的に見て経営の指導をしていただきたいというふうにこれから考えております。これからその辺について進めていきたいというふうに考えてございます。

委員長 ほかにありませんか。

8番 99ページの農業委員会費の中の農地の利用状況調査員報酬7万2,000円とありますけれども、調査の内容をお聞きします。

農業振興課長 こちらは農業委員会のほうで行ってございます農地利用状況調査というのは、遊休農地の発生状況の調査になってございます。

8番 遊休農地の調査ということでありまして、この中には耕作放棄地等も含まれていると思っておりますけれども、耕作放棄地の場合、農業の高齢化、また後継者のいないために水田として耕作するのが、維持管理は難しいということだと思っておりますけれども、その中で、いかにして耕作放棄地を防ぐかという手だてがあると思っておりますので、その内容、もし、手だての手段、いろんなことでお聞きします。

農業振興課長 まず初めに、遊休農地の調査のことからお話をいたしますと、現地のほう、農業委員と農業委員会の推進員さんで手分けをして地区別に調査をしてございます。そのときに、ここは遊休農地化しているというふうな部分について、調査をして図面等へ書き入れて持ち帰った後で、ここは例えばどういった対応ができるかとか、もしくはもうここは諦めざるを得ないのかということをお農業委員会の中で検討してございます。そちらの中からその土地所有者、農地の所有者に対して働きかけをすることがまず一つございます。そのほかの耕作放棄地化をしないような手だてとしましては、やはり日本型直接支払制度の中山間地域等直接支払交付金と多面的機能支払交付金がございます。そちらのほうで、何とか地域の中で、保全会なり集落協定のほうで耕作放棄地が発生しないように、もしくは発生してしまった部分は解消するような手だてができないかということをお町のほうから各団体に働きかけをしてございます。それが主な対応策というふうな形でやっております。以上です。

8番 自分では耕作するのが不可能であるということで、土地管理公社に誰かに貸したいと言っても、なかなか借り手が見つからないというような中で、またその耕地が田んぼという名の下にいろいろな形の組合の水利費とか維持管理費が結構かかります。その中で、耕作放棄地から原野にはできないんですけれども、畑にすることによって水利組合の水利費が、決済金を払えば権利を消滅するんだか脱退することができるということがありますけれども、その方法について、町としてはどのような方法でこれを地権者、耕作放棄地の方に進めていくのかどうか。それからまた、町の田んぼ、原野、今実際耕作放棄地になっておりますけれども、それは本当に、ここまでが実際守っていくんだと。この土地はやっぱり誰が見てもこれから田んぼとしては維持管理していくのが難しいというのを線引きをしながら、耕作者に指導な

り助言なりをしながら、本当に残すべきところは田んぼを残して、またところどころ虫食いのような放棄地ありますと、今米の米質に大きく影響するカメムシの生息場所にもなるということがありますので、その辺の指導方をこれからよろしくお願ひしたいと思ひますけれども、その辺の考へをお伺ひします。

農業振興課長 ただいまのご質問でございますが、まず初めに、耕作放棄地の関係というか、農地を、水田を畑地にというふうな今ご質問ありましたけれども、そちらについてすぐそのおりにできるというふうな答えではないんですけれども、農業委員会として先ほどの遊休農地の調査をした結果、農地としてこれから維持していくことが難しいと、もう山林化しているというふうな状況でありますと、水田であっても畑地であってもなんですが、そちらを農地以外の地目にする手続を進めることが可能です。そちらについては、農業委員会のほうで発行します農地ではないと、農地として復旧するのは難しいというふうな証明書を発行することで、法務局で農地以外の種目に登記をかけることができます。しかしながら、水田を畑地にするというふうな手続のほうは農業委員会のほうでは今現在ない状況でございます。

また、あわせて、土地改良区関係とか水利既得の関係につきましては、それぞれの団体のほうでいろいろとルールが、取決めがあるようでございますので、町としてこのようにしたらいいというふうなことはちょっと指導ができないような状況になってございます。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第6款農林水産費についての質疑審査を終結いたします。

次に、第7款商工費を審査します。読み上げをお願いします。

財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第7款商工費の質疑に入ります。

1番 7の1の3の3、観光物産センター管理費の備考欄の観光物産センター管理事業の中で、成果表の中で、事業費で防犯カメラとその他事業費とありますけれども、防犯カメラの観覧できる場所というか、役場なのか、それとも録画制なのかと、あとそれと、その他工事費の内容を教えてください。

まちづくり課長 物産センターの工事費の内容は、防犯カメラ2台、あと防犯ブザー1台を工事に取り付けております。あと、モニターは役場でなくて物産センターの事務室のほうに設置して録画制にしております。以上です。

1番 この防犯カメラ、防犯ブザーの設置をする関係上、何かあつての設置だったんでしょうか。

まちづくり課長 物産センターにつきましては、やはり不特定多数の方がいらっしゃる施設であつて、前々から舟形の駐在さんからも防犯カメラ等は設置しておいたほうが、防犯上というか安全上も含め、設置をしておいたほうがよろしいんでないかといったご指摘もあつたもの

ですから、そういったものを受けて今回の防犯カメラと防犯ブザーの設置に至ったところで
す。以上です。

1番 シャッターが下りるわけですね、観光センター。そのシャッターの内部と外部という、
カメラの設置というか映像はどっちのほうを撮っているような、外観なのか、それとも中の
物産内なのか、それを教えてください。

まちづくり課長 カメラは2台というふうに先ほどお答えしておりますが、1台は物産センター
の商品の陳列棚の上のほうに、いわゆるシャッターの中のほうに1台設置しています。もう
一台が通路からホームに入っていく、トイレと物産センターの間の通路のところに1台設置
していて、そちらの画像もモニターで見られる、録画しているというような内容になってい
ます。

委員長 ほかにありませんか。

5番 それでは、115ページ、この備考のほうで、農林水産物加工施設運営費補助金、514万円、
これが元年度補助金514万出していますけれども、今令和2年度の現在の運営状況というのは
どうでしょうか。

まちづくり課長 現在の運営状況につきましては、やはりちょっとコロナの影響がかなり大きく
て、町内外含め物産を売りに行くイベントは全て中止になっている状況であります。あと、
商品については、温泉のほうと打合せを、情報を共有していて、商品の精査といいますか、
売れる商品はどれか、それをどれぐらい残していくかというものに着手しているところであ
ります。

5番 今年の場合は、確かにコロナの影響で、何もかにもやはり非常に売上げも落ちているとい
うふうなことだと思うんですけれども、この加工施設については、令和3年度も予算要求す
るのかどうか私は分かりませんが、もしするということであれば改善計画書というもの
を示すべきではないかと。きちっとした改善計画書を、細かい数字まで入れて計画書を示すべ
きではないかと私は思うんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

まちづくり課長 当該施設は国の補助金を利用して設置しているまず施設でありますので、まず
そのルールの中で運営していかなくちゃいけないという施設であります。そういった中で、国
のほうには施設の改善計画といったものを示しながら、当該施設の運営をよりよいものにし
ていくというような、国のほうには改善計画というのを出しているんですが、そのルール
の中に基づいて、補助金の補助事業のルールの中に基づいて行っていないかきやいけない施設な
ものですから、そのルールの中で合うような、失礼しました、そのルールの中で改善計画を
つくっていきたいと考えておりますが、ちょっとそれは今後上司とも相談しながら図ってい
きたいと思います。基本的にはちょっとまだ国のルールが一番根底にあるといったところを
ご理解いただきたいと思います。

5番 確かに国のルールはあると思います。しかしながら、この6年で3,000万円ほどの補助金を出しているわけです。そうすると、国には改善計画書は出すけれども、議会には改善計画書は出さなくてもよいと、国のルールでやると、このような考え方ですか。

まちづくり課長 まず1つに先ほど申し上げました国へ提出している改善計画、そちらのほうは、お示しはできます。あと、どうしても加工所の希望的に、いろんな先生、先生というかシェフとか、経営のコンサルの先生からもちょっと見ていただいたりはこれまでもしてきたんですが、規模上、あの規模で生産できる量が限られているといったこともありまして、なかなか赤字といった経営から脱却がなかなか難しいというふうには考えているところであります。しかしながら、温泉の中での加工所の経営というものについては、また今後とも上司と相談しながら検討してまいりたいと思っています。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第7款商工費について質疑審査を終結いたします。

本日の審査はここまでとします。

あすは午前10時より開会します。

これにて散会といたします。ご苦労さまでした。

午後3時30分 散会

令和2年9月8日（火曜日）

決算審査特別委員会会議録

（第3日目）

令和2年決算審査特別委員会第3日目

令和2年9月8日(火)

出席委員(10名)

1番 叶内昌樹	6番 奥山謙三
2番 荒澤広光	7番 佐藤広幸
3番 伊藤欽一	8番 叶内富夫
4番 小国浩文	9番 斎藤好彦
5番 石山和春	10番 八畝太

欠席委員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため議場(会議)に出席した者の職氏名

町長	森 富 広	住民税務課長補佐	森 英 利
副町長	菅 原 正 春	住民税務課長補佐	相 馬 広 志
会計管理者	須 貝 孝 子	住民税務課長補佐	高 橋 真 澄
総務課長 兼選挙管理委員会書記長	小 野 芳 喜	健康福祉課長補佐	森 祐 子
まちづくり課長	曾根田 健	健康福祉課長補佐	大 場 君 博
健康福祉課長	沼 澤 伸 一	健康福祉課長補佐	東 村 貴 恵
住民税務課長	伊 藤 茂 樹	健康福祉課長補佐	原 田 真由美
地域整備課長	伊 藤 秀 樹	農業振興課長補佐	岡 崎 千恵子
農業振興課長 兼農業委員会事務局長	斎 藤 雅 博	農業振興課長補佐	八 畝 俊 勝
総務課財政係長	八 畝 幸 仁	地域整備課長補佐	伊 藤 英 一
デジタルファースト推進室長	沼 澤 一 征	地域整備課水道係長	松 本 正 人
教 育 長	伊 藤 幸 一	教 育 課 長 補 佐	豊 岡 将 志
教 育 課 長	鍛 冶 紀 邦	教 育 課 長 補 佐	大 場 正 江
総務課長補佐	佐 藤 仁	代 表 監 査 委 員	齊 藤 徹
まちづくり課長補佐	大 場 健 一	監 査 委 員 事 務 局 長	相 馬 昇
まちづくり課長補佐	野 尻 誠		

本会議に職務のため出席した者の職氏名

本日の会議に付した事件

- 認定第 1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について
- 認定第 5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 認定第 7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について

午前10時05分 開会

委員長 ただいまの出席委員は10名です。定足数に達しております。

ただいまから、3日目の決算審査特別委員会を再開します。

直ちに委員会を開会します。

認定第 1号 令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算の認定について

一般会計第8款土木費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第8款土木費の質疑に入ります。質問ある方は挙手をお願いします。

2番 それでは、8の2の3、除雪対策費で質問いたします。

成果報告書の中では、69ページの中で除雪対策事業7,700万円。これは雪が異常に少なかったというふうな現れなのかなと思います。対前年比、30年度と比較しまして、68%雪が少ない影響で減っているというふうな見方をしました。その中で、消耗品費が359万円が執行されています。これも平成30年度と比べますと14%減というふうな数字になっていまして、雪の少なかったトータルの影響、減額と比べて消耗品費が落ちていないというふうな見方をしていますけれども、その辺の説明をお願いいたします。

地域整備課長 消耗品につきましては除雪機械の修繕費等になります。平成30年度につきましては、大きい修繕が比較的少なかったと。それで、令和元年度につきましては……、失礼しました、チェーン、カッティングエッジなどの購入で、これにつきましては年度によって買うものが多かったり少なかったりしまして、必要に合わせて購入しているという形で、今年度、平成30年度に買えば令和元年度はその分少なくなるような形でなっております。特にチェーンなんかは減ったり、カッティングエッジも減ったりしないと交換しませんので、このような形で年度ごとに増減、現況の機械の状況を見まして購入しているところでございます。

以上です。

2番 確かに私もそう思いました。なので、除雪機械が動かなかつたら、そっちのカッティングもチェーンもあまり減らないのかと思ったのでそういう質問をしたんですけれども、去年は少なかった影響で動いていないと思いますが、そこそこチェーン、カッティングが減っているというふうな内容でいいんですか。

地域整備課長 議員おっしゃるとおりでございます。

以上です。

2番 おっしゃるとおりと言われるとそれまでなんですけれども。除雪費の全体の執行額が68%落ちているにもかかわらずその備品、備品が14%しか落ちていない、その仕組みがちょっといまいち理解できていませんというふうな質問でした。

地域整備課長 カuttingエッジ、チェーンなどにつきましては、1年で減ってなくなるものではなくて、この交換時期によりまして、例えばおととしの2月、3月に交換すれば次の年までもつという形になりますので、減った状況、破損した状況を見ながら交換した結果、平成30年度は多めに交換して、令和元年度はこれなりに交換する必要がなかったということになっております。

以上です。

委員長 2番委員、荒澤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条、ただし書の規定によって特に発言を許可します。

2番 今の答弁理解できました。やはり使えるものはぎりぎりまで使っていただいて、時期が来ても使える分には幾らかでも延命して使えるように今後ともぜひ努力していただきたいと思っております。

以上です。

委員長 答弁は。「必要ありません」の声あり)

4番 122ページ、123ページ、道路新設改良事業について質問をいたします。

成果表の中で、68ページですけれども、舟形町、舟形町道3号線のことで質問をさせていただきます。昨日1番議員からの質問に対して町長のほうで沼澤さんの中間の土地を拡幅してそこで交差させるという発言を聞いたわけですけれども、私が一般質問したときは郵便局のほうではなく、入り口、町道の八幡様のほうから入るところが狭いからあそこも拡幅するような計画があったように私は感じておりますけれども、この計画は変更になったのか、その辺お聞きします。

地域整備課長 舟形3号線につきましては、全線にわたって何パターンか計画を描いてみました。八幡様のほうから拡幅してさらに国道のほうのタッチも少し広げるような方向で考えたところもあったんですけれども、どうしても道路の形がよくなり、小区画でSカーブみたいなのがどうしてもついてしまって、決していい道路にはならなかったという状況がございます。今回計画を考え直して隅切り、八幡様のほうは若干隅切りを入れて、それで延長的にもさほど長い道路ではありませんので、中央部に退避する、交差する、すれ違いができるような広さを確保して道路交通を確保したいというふうに計画したところでございます。

以上です。

4番 そうしますと、八幡様のほうからは全然今回計画ではなくなったという認識で。やっぱりあそこを使っている方というか私も含めてなんですけれども、八幡様から入るときが本当に大変なんです。カーブミラーあるというんですけれども、ありますけれども、見つらいし、あそこで必ずかち合うことが多々あるわけです。そうするとやっぱりこっちから、本町通りという八幡様通りのほうであそこは幅が広いものですから、とんでもなくスピードを出し

てくる人間も、私も1回かち合ってバックしたらもう追い越しをかけられてとんでもないスピードで飛んでいったんだけど。やはりあそこは入り口が拡幅ならないというのが私的にはちょっといかなものかと。やはり中間は分かります。やはりあそこで交差させるのも必要だということも分かりますけれども、ぜひもう1回できないのか分からないけれども、やっぱり入り口がものすごくネックになっているということを認識していただきたいと思います。

地域整備課長 道路につきましては、やはり議員おっしゃるとおりの部分もあると思うんですけども、いかんせんそもそもが狭い道路でありますので広げるにも限度があり、さらに広げてしまうと法線的にも道路の線形というか形的にも広がったり狭まったりカーブが入ったり、用地の関係がありましてそんな感じになってしまいますので、今回につきましては若干隅切りをさせていただいて、それで安全確保としたいと考えております。

以上です。

4番 考え方は分かりましたけれども、中間の拡幅工事をやった後に、また町民のほうからいろいろな苦情等必ずあると思います。それはそれでやっぱり真摯に受け止めて今後について考えていっていただきたいと思います。

地域整備課長 状況を確認しながら、上司と相談しながら検討していきたいと思います。

委員長 ほかにありませんか。

6番 ページが122ページ、8の2の2、道路新設改良費の中で、成果表の68ページですけれども、6番、7番に福寿野岡矢場線の測量業務委託6、7というふうにあります。どのような測量を行って実際にあそこの道路が幅広く、そしてまた真っすぐに開通するまでにはどの程度かかるのかというふうなところお聞きしたいというふうに思います。

特に堀内橋の通れないというふうなところで、非常にあの路線が、交通量が増えて重要さが増しているんじゃないかというふうに考えております。そういった中でやはり早期に幅広い、真っすぐにした幅広い道路にしていきたいというふうなことで、この令和元年度における進捗状況と今後の整備について分かる範囲でお願いしたいと思います。

地域整備課長 福寿野岡矢場線につきましては、現在設計を終わっておりまして、令和元年度につきましてはこの6番、7番の用地測量業務委託ということで2つあるわけなんですけれども、これにつきましては設計した道路についてどれぐらい土地が潰れるか、土地の状況がどうかというのを測量しているところでございます。

これから先の将来的な話になりますけれども、将来的には用地交渉、用地測量の結果に基づきまして用地交渉をしたり、地元の説明会をしたりということを経まして、工事着手となるわけなんですけれども、予算的に見ますと若干厳しい部分もあり、できるだけ早期には対応したいと思っているところなんですけれども、来年、再来年という工事着工というわけには

なかなかできないのかというところで見えております。

以上です。

6番 住民、私も住民ですけれども、やっぱり早期に開通していただくという、幅広くなって開通していただくというのが希望であります。何せ予算の関係もあるというようなところで、これはやむを得ないというふうに思いますが、これまでその測量した結果、地権者の方々とのような話し合いを行っているのか、聞きたいと思っております。

地域整備課長 道路の設計的な部分、線形的な部分については町内会の役員の皆様と連携を取りながらやっているところでございます。ただ、全体の打ち合わせとなると、まだしていない部分もありますので、今後改めて全体の打ち合わせをしたいと考えております。

以上です。

6番 そうしますと、地権者の方々とは直接町のほうとしては話し合いをしていないということなんですか。要は、地権者の方々が何か集まって話を聞いたとかというのは、測量会社のほうからということなんですか。

地域整備課長 昨年度の用地測量のときに境界立会いという形で地権者の皆さんから立ち会っていただいたところですが、詳しい道路の内容、その他用地関係の詳しい内容については今のところまだやっていない状況でございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番 同じく122、123で、道路新設改良事業の中で、町道舟形一の関線の歩道工事、まだ完成していないわけですが、あれはいつ頃に完成の予定なんですか。

地域整備課長 町道舟形一の関線につきましては、一の関側の県道のほう、現在建物1棟かかりますのでこら辺の建物補償関係を進めているところでございます。目標としましては今年度に工事を終わらせたいということで考えております。

以上です。

4番 事務所がまだ移転していないのでそれは分かります。ただ1つ、この手前、1か所とんでもなくえぐれている箇所がありますね。あれはかなりの工事のボリュームになるんじゃないかと私も危惧している。あれも含めて今年度中に完成する予定ということによろしいんでしょうか。

地域整備課長 手前のほうにつきましても今年度対策を講じながら県道までつないでいきたいと考えております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

2番 同じ123ページの県道負担金、成果報告書の中の69ページの道路改良、県の堀内橋につい

て質問をいたします。

昨年からようやく測量等々の準備が動き始めたようですけれども、まだまだ完成まで時間がかかると思いますが、今現在も全面通行止めというふうな状況で福寿野あるいは毒沢から回って舟形に来なければならないというふうな、今不便な橋になってしまっていますけれども、その進捗の状況ですけれども、改めて質問をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

地域整備課長 補修工事、堀内橋の補修工事については9月1日から10月30日まで、10月の末までということで工事をするようになっております。さらに、架け替えにつきましては現在測量、現況測量、現況の調査をしております、まだ線形的なものが概要という段階で計画されているような状況でございます。

以上です。

2番 やはり今まだ動き始めたばかりだと思うんですけれども、昨年度の中で、すみません、全体で2,870万円かけた費用が発生しているようですけれども、ここまでの調査した結果、問題が何か出ているのか出ていないのか、予定どおりに工事を進めることができるのか、その辺分ければ教えていただければと思います。

地域整備課長 現在県のほうでは河川と予備設計をもちまして、予備調査をもちまして河川との協議中ということのようです。進捗としては決して遅れているということはなく、順調に進んでいる状況でございます。

以上です。

2番 やはり、この間の洪水でも大分被害があったんですけれども、ぜひスムーズに計画よりも早く着工できるように、今後とも県のほうとバックアップ体制を取りながら進めていただきたいと思います。その辺は別に答弁は要りませんが、その辺をよろしくお願いいたします。

以上です。

10番 それでは124ページの除雪対策費ですけれども、先ほど2番委員からも去年は雪が少なくて極端に除雪費も少なくて済んだわけですけれども、さっきその中で課長が言いかけたんですが、私は修繕費、その割には修繕費は例年になく多いというふうに感じたところですが、この修繕費3,000万円何がしというような。大きな要因は何だったんでしょうか。

地域整備課長 修繕費につきましても消耗品と同様で、機械の状況を見つつ修繕しております。それで、おとしは大きい修繕、特になかったんですけれども、去年度はエッジの肉盛りなど結構お金のかかる修繕が5件ぐらいありまして、このような形で修繕料が増えている状況でございます。

10番 1つ忘れましたが、これは除雪機械の修繕が主な内容ですよね。今言った除雪機械

の大きな修理があったということですが、ここ四、五年の修繕費、大体見てみますと2,000万円から2,500万円、少ない年は2,000万円ぐらいで終わっている年もあります。そんな中で、先ほどの2番委員からありましたように、あまり機械も稼働しないのであれば故障、あるいはそういうものは少ないのかなというふうに思っているところです。それに対して、例年以上の修繕費というのはどういうものかなど。休みというか、暇なときに思い切って直してしまえというような考えもあるというふうには思うんですけども、その辺やっぱり、できればそういった修繕費、今年も当初予算では2,900万円と去年の出向額を参考にした予算になっているというふうに思うんですけども、やっぱり年次計画的な、そういう大きなものは修繕の計画というものを立てるべきではないかというふうに思うんですけども、その辺を伺います。

委員長 暫時休憩します。

午前10時31分 休憩

午前10時32分 再開

委員長 再開します。

地域整備課長 修繕関係につきましては、定期点検の中で修繕が必要な箇所等、点検した結果出てくる部分もありますので、走行距離等に関係なく定期点検時に悪いところは直すという形で対応した結果、昨年度は修繕が多くなったという形になります。

以上です。

10番 やっぱり前の年が結構稼働すれば、終わってからそういった不良箇所が出てくるということもあると思います。しかしながら、去年は委託料3,600万円です。委託料が3,600万円で修繕費が3,000万円、これはちょっとやっぱり数字的にも納得できない部分もあるのかなというふうに思うところです。そんな意味で、やっぱり逆に多く稼働した年にその辺をきちんと修繕して格納するべきではないかというふうに思いますので、今後はその辺を考えていただきたいというふうに思います。

地域整備課長 点検時に機械の状況等確認しながら除雪に支障のないよう、また予算上無理のないような形で計画的に補修していくように心がけていきたいと思います。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め第8款土木費について質疑審査を終結いたします。

第9款消防費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、9款消防費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 消防費というか、ちょっと1つ聞いておきたいことがありますて、消防ポンプ車を買替える際ですけれども、古くなった車両等はゼロ査定で返しているのかちょっとお聞きしたいです。

住民税務課長 これまでの積載車につきましては、廃車の手続を行っております。今年度につきましてはオークションと、もしくは寄附と今のところ考えておりまして、今年度の処分についてはまだ決定してございません。

1番 質問が官公庁オークションとかそういう関連の話でしたけれども、やはり消防自動車は更新的なもので買い替えるんでしょうえけれども、やはり車としては全然動くのかなという思いで、少しでもお金になればと思って、例えば民間でもどこかのオークションでも処分できたらいいのかなということで質問したんですけれども、今後そのような考えがあるということでしょうか。

住民税務課長 現在のところ検討しておりまして、例えばヤフーオークションにつきましてはもう既に今年度で終わる予定になります。あと民間に売るにしても救急車両のいわゆるランプとか団名とか全て消したような形で売却になるかと思えます。現在更新しているのが平成8年式ですので、車は走りますが交換する部品がなかなか手に入らないという状況にもあります。あと消防協会を通じまして、外国等への寄附等がありますが、寄附できるのが平成17式以降というふうに明示になっておりまして、今回更新しているのが平成8年時代ですので今のところ寄附もちょっとできないという状況になってございます。今後については改めてまた検討してまいりたいと思えます。

1番 認識によって難しいということはあるかもしれませんが、ランプ等そういう消防に関するものを取った上で個人、オークションだったりしても結構ネットを見ても20万円とか30万円という金額がついているようなので、少しでも今後町にとって高い買い物をして売る時がゼロというのはやっぱりなかなかないのかなと思って、今後そういう検討もよろしくお願ひします。答弁は結構です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 ちょっと数字の確認だけさせてください。128ページの非常消防費、右のほうの129ページに非常消防事業で報酬がございまして766万6,000円。成果表を見ますと消防団員の方、元年度で397人ということで、うち女性9人と出ておりますが、決算資料のほうを見ますと報酬は766万円なんですけど404人となっているんですが、この人数の差というのはどなたの分の差なんですか。

住民税務課長 決算資料の404人につきましては、いわゆる消防員を含んだ形の数字になりますので、消防員の部分を引けば成果表に記載している397人になります。

9番 そうしますと、今消防員というのは25名いらっしゃるんですか。

住民税務課長 404から397を引けば7名になるかと思います。よろしいでしょうか。

9番 失礼しました。消防員の方の分を足して404名ということが分かればよろしいです。失礼しました。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め第9款消防費について質疑審査を終結いたします。

第10款教育費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、10款教育費の質疑に入ります。質疑ありませんか。

1番 140ページの10の2の3の備考欄の(5)厨房用器具費と、中学校もですけれども、144ページの10の3の3の備考欄の厨房器具購入費とありますけれども、昨年度も厨房用器具を購入しているようだけれども、今回は小学校、中学校と何を購入したかお聞かせください。

教育課長 小学校につきましては調理用の殺菌庫のほうを購入してございます。それから、中学校につきましては冷凍冷蔵庫、それからガス回転釜、こちらを2つ購入してございます。

以上です。

1番 中学校につきましては、増設したという感じですか、交換なんでしょうか。回転釜は。

教育課長 老朽化が進んでおりましたので、更新させていただいております。

1番 老朽化ということで交換ということでよろしいんですけれども、それと、136ページの10の1の備考欄のほうの上のほうの(6)の備品購入費ということで、そこにも給食用器具費となっていますけれども、昨年だと教育用器具費となっていたんですけれども、これって給食用器具って何かここで、関係ないというか、事務局費という形の中で何にこの給食器具費というのが当てはまっているのかちょっと教えてください。

教育課長 昨年度の記載として、教育用器具費という記載になっていたということですが、ちょっと表記の仕方をこちら、給食事業日本一の給食食育推進事業の中での備品購入ということでありましたので、もう少し狭く備品購入費の費目的には給食用器具費ということで表記のほうを変えさせていただいております。中身につきましては、学校の給食の際の椅子、テーブル等の更新のほうに使わせていただいております。

以上です。

委員長 1番委員叶内君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条、ただし書きの規定によって特に発言を許可します。

1番 給食用器具費で椅子等の備品と言われても、何か備品になるのかと思うんですけれども、これは教育用器具費と給食用器具費に分けなきゃいけなかったんでしょうか。その答弁で再

度質問しません。

教育課長 すみません、説明がちょっと分かりづらくなったかと思います。昨年度の日本一の給食事業の備品購入費の欄につきまして、教育用器具費ということで記載して、表記してございますけれども、この昨年度についてはスチームコンベクションを購入しておるんですけれども、今回この備品購入費の中の教育用器具費という表記を、給食関係のこの事業自体が教育用といいますと学校施設全体での備品関係という印象を与えるのかなと思ひまして、もう少し絞った形で給食用備品、給食用器具費という形で表記のほうを今年度から訂正させていただきます。その関係でこういう表記になっておりますけれども、予算の使い道について特に制限したりしているものではありませんので、こちらの給食事業の中での、ランチルームの中での備品の購入のほうに今回使わせていただいたということでございます。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

5番 134ページ、135ページになります。日本一の給食食育推進事業、これ前も私質問したことがあったんですけれども、成果表を見ますと、地元米、県産米のつや姫、はえぬきを使用していると、はえぬきに関しては舟形町で最も作付が多いためにはえぬきを使用しているというふうに成果表には書いてありますけれども、せっかく日本一の食育事業をするのであれば、やはりここは思い切り、つや姫を使うべきじゃないかと思ひますけれどもどうでしょうか。

教育課長 給食で使用している県産米というか町内産米の件ですけれども、この事業自体が趣旨としては給食を通じて郷土愛を育むという趣旨がございます。生産者の方も町内産の米のはえぬきの生産者が一番多いということで伺っておりましたので、こういった町内産のお米を自分の、実際に給食の中では誰それさんのお米というアナウンスはしないことにはしているんですけれども、自分のうちでも作っているかもしれない、うちの米かもしれない、そういった近くの農家さんのお米を食べているんだという自負を育てていきたいということもあつまして、通年ではえぬきの提供を決めているところです。

なお、こちらの県産米のつや姫も提供してございますけれども、こちらは県の事業でつや姫のほうを学校給食で提供していただいてそれに対する助成を出すという事業がございましたので、その部分につきましてはつや姫のほうも町内の業者さんのほうから購入して、町内産のつや姫のほうを提供しているところでございます。

以上です。

5番 今の説明分かります。確かに舟形町でははえぬきが一番多いと、これ重々承知しております。ただ、残念なことにつや姫は特Aです。はえぬきは、本当に残念ですけれども、特AからAにランクを落としました。そういうふうなことも考えた上で、つや姫の場合は県のほうからそうやって助成が出ると。こういうふうなことに今説明ありました。そういうふうなこ

とを考えると、やはりここはつや姫を使うべきじゃないかと、私は思います。両方、つや姫、はえぬき両方使っているわけですが、この割合、全体の量のつや姫とはえぬきの割合、どのぐらいの割合ですか。

教育課長 県のほうの助成があつてつや姫も使っているという説明を先ほどいたしましたけれども、こちらのほう県の補助事業の中で提供しているのは2食分だけでございます。通年を通して。2回分の提供に対して助成するという事業でございますので、ほぼ100%はえぬきの給食、あとパン食も週に1日入っておりますけれども、米飯につきましてはほぼ100%はえぬきの給食ということになります。

以上です。

5番 そうすると2食分だけは県のほうで助成を出すと。あとは割合からすればはえぬきが100%ぐらい。せつかく県のほうで助成を出して知事自らが一所懸命PRをやつて、そういうふうにつや姫を育てているわけです。せつかく日本一の給食食育事業です。その辺のところはもう少し考えるべきじゃないかと私は思うんですけれども。副町長。副町長の考えどうですか。

副町長 おっしゃるとおり県では大変つや姫とかは生産に力を入れているところかと思ひます。ただ、町のそれぞれの考え方があつてよろしいのではないかと思ひますが、何をもつて日本一と言うのかというのはいろいろ人それぞれ考えがあつてよろしいのではないかと思ひます。これまで、質問と答弁のほうを聞かせていただきますと、町としては町で一番生産の多いはえぬきというふうなものを重点的に給食のほうで使っているということではありますが、それはそれで一つの考え方としてあるのではないかというふうに思ひます。どちらが正しくてどちらが正しくないといったようなことではないのではないかというふうに考えます。

委員長 ほかにありませんか。

2番 同じく日本一の給食の事業に関して質問します。これに関しましてはスタート当初から大変いい取組だと私個人的には思ひています。この成果報告書を見てみますと、例えばワラビの1本漬けだったりもぎりみずというふうな、やっぱり私たちも食べたものが今の子供たちにも提供しているということで、私は続けてほしいと思ひています。

その中に、農協さんから地元食材の提供、無償提供というふうにありますけれども、これは具体的に何の食材を提供してもらったのかお聞きしたいと思ひます。

教育課長 農協、JAさんのほうからのご協力で無償提供の品目を年に数回行つております。中身につきましては、アスパラガス、それからニラ、それからミニトマト、3品目ですがけれども、町のほうで、農協さんのほうで提供できると言われた食材の中から選べることになっておりますので、あとネギのほうもあつたかと思ひます。選べることになっておりまして、例年学校のほうと相談して、品目については決めさせていただいておりますが大変ありがたい

申出だと受け止めております。

以上です。

2番 この成果表の中で、30年度の中には農協からの提供というふうな言葉は記載されてありませんでしたけれども、これは以前も行われていた無償提供というふうな理解でよろしいでしょうか。昨年が初めて農協さんで提供してくれたというふうな理解でしょうか。お願いします。

教育課長 以前から続けていただいている取組のようですけれども、農協さんの組織のほうも変わりまして、その都度町のほうへの協力のアナウンスの内容が若干違うんですけれども、私が教育委員会に来ました30年度には農協さんのほうに依頼文書という形でお願いの文書を出させていただいて、それに対して提供していただくという形を取らせていただいております。それ以前につきましては、無償で提供していただいて特に文書のやり取りとかの経緯は残っていないんですけれども、口頭等でのお礼、お礼文的なことでの無償提供をいただいたことへの感謝という形で示させていただいていたと思います。

以上です。

2番 やはり給食に関しましては子供たち、私もそうですけれども、一番楽しい時間だったのかなと思っております。こういうふうな食材を提供した給食が出る日に関しましては、例えば子供たちにこのトマトは農協からもらったトマトなんだよというふうな話しをしてやったりして紹介をしているのかどうか。その辺もひとつお聞きしたいと思います。

教育課長 こういった無償提供の日につきましては、生産者の方、それから農協の方から学校のほうにお招きしまして、紹介をしていただくとともに一緒に給食を食べていただくというふうなことで感謝を表す取組を行っております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それは132ページ、10の1の2事務費事務局費で、次のページ135ページの備考のほうに放課後わかあゆ塾実施委託料412万5,000円ございますが、成果表の中で中学生のわかあゆ塾の取組が書いてございますが、下のほうの文書の中で、自習時間は放課後ボランティアの方と教育課職員が担当したとございますが、実際この放課後わかあゆ塾というのは時間帯何時頃から始まる塾なんでしょうか。

教育課長 放課後わかあゆ塾につきましては、基本的に月曜日、学校のほうが部活のない曜日ということで月曜日大体3時半過ぎから5時20分頃までということで実施することとしております。こちらの事業につきましては、町の事業ということで会場として中学校をお借りして実施させていただいておりますので、できる限り町のほうでも協力体制を整えて実施している事業でございます。

9番 成果表の中で、教育課職員というのは、町の職員の方が塾の事業の子供たちの面倒を見ているというところにちょっと、何でこういうことをしているのかと思って質問をしたわけですが、このボランティアの方、わかあゆボランティアの方おりますが、この方今何名いるんですか。この方だけでは足りないということなんですか。就業時間内に教育課の担当職員の方が、町の事業だと言うものの、学校に行って授業を見るというというのがちょっとじっくりこないところが私にはあるものですから質問したところでございます。

教育課長 この令和元年度につきまして、わかあゆボランティアという方は、教員を退職された方かをお願いしております。教育課職員というのは、教育課の職員でございますけれども、このスケジュール、塾のプログラムを組むに当たって、できるだけ委託先のほうで得意としている個別形式での少人数形式での授業に取り組んでもらいたいという要望をしておりました。そういう形でコマ数のほうの、スケジュールのほうを組んでいますと、各回2学年、2つの学年が1日当たり実施するんですけれども、それを前半部分、後半部分を便宜的に分けるんですけれども、講師の人数もありまして、例えば3年生は毎週あるんですけれども、3年生と2年生の組合せであると、前半部分を2年生が塾の講師からの授業を受ける、その間は3年生は教室で自習をするということで塾の講師は入らない時間帯、待っている時間帯ということになります。それを交換して後半部分は自習をする人と塾講師から授業を受ける個別授業ということでのカリキュラムを組んだ都合がありまして、この年度につきましては、その自習の時間帯を教室で過ごしている生徒の見守りが必要になってきてしまいました。学校の先生が関わらない授業でありますので、学校にお願いできるようなことでもないのに、こちらのほうで教育ボランティアの方、先ほど申し上げたOBの方をお願いしてボランティアとして見守りをお願いしたところなんですけれども、その部分で足りない部分につきまして教育課のほうから職員が出向きまして、子供たちの自習時間の見守りをさせていただいております。

なお、職員につきましては、当然見守りですので子供たちがうろうろ出歩くということは基本的にないんですけれども、その時間につきましては、職員につきましては仕事を、こう言うとあれなんですけれども、持ち込ませていただいて、仕事をしながら見守りしているというような状況だったかと思えます。

以上です。

9番 この事業の、さっき課長が言った、カリキュラムというんですか、それというのは民間に委託するこの400万円何がしで委託をして、その民間の会社の講師の先生方がそのようなスケジュールを組むわけじゃないんですか。それは町のほうで組んで、それに合わせて民間の講師が来ると、それに対して400万円何がしを支払っているという事業なんですか。

あともう1点、さっき課長が自分の仕事を持ち込んで学校でやりながら子供を見ているとい

う話がございます。そこまでしなくちゃいけない、そうであればもっとこのボランティアの方を増やすとかそういう対策をしなければ、教育課の職員の方大変な仕事、労働になってしまうんじゃないかと思うんだけど、その辺り教育長、どうですか。

教育長 わかあゆ塾につきましては、今年度コロナ禍というようなこともあって学校のほうでの月曜日の部活のない日にわかあゆ塾をやっているわけですがけれども、終わった後に消毒とかというふうなこともあります。そういったことについて、やはり学校の先生方の働き方改革というふうなこともあり、そういった部分については町の職員、町の学事課の職員がB G職員とか、学事課といいますか教育委員会の職員がいろいろ当番を決めて対応しています。ある程度学校の先生方の働き方の中での対応と、また今回町が学力向上のためにこういった事業を実施するに当たってやっていることでの町教育委員会としての学校と教育委員会としての事務分掌的なところで相互分担して対応しているという考え方ですので、その辺についてはできる範囲の中でやっているというような状況であるというふうに理解しているところでございます。

教育課長 今の説明、若干議員の質問に付け加えさせていただきますけれども、カリキュラムの構成につきましては、基本的に委託先の企業と町のほう、教育委員会のほうで協議して決めることにしております。この始まった当初につきましては、集団形式の授業ということで1クラス何十人、1クラスごとに講師が入って集団形式での授業ということを行っておりました。それですと裏表で講師が入って授業できる環境にあったんですけども、よりこの事業の成果を上げるために五、六人を1グループとした、個別、そこに講師が1人入るという形での個別授業形式でやったほうが子供たちの学力向上につながるのではないかとということで、カリキュラムの編成を工夫しまして、そういったことで編成したところ、やっぱり裏表全部に塾の講師が入るというようなカリキュラムが組めないということになりまして、自習の部分をつくったという経緯がございます。そちらにつきましては教育委員会との協議で毎年度検討しながら進めていっているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

1番 ページが136ページの10の1の3、I T教育事業に関してですけれども、30年度には備考欄のほうで(3)になります。30年度にはI C T機器及び支援ソフト活用指導委託料という形で32万円何がしを提示してあって、今回はI C T教育支援員派遣業務委託料となって90万円となっていますけれども、この内容の違いについてちょっとお聞かせください。

教育課長 こちらの今指摘の項目ですけれども、内容については同じでございます。これ30年度から導入したんですけれども、表記の、こちらのほうの表記の内容につきまして、少し分かりやすくということで委託料の表記法を変えさせていただいてございます。

以上です。

1番 では同じ内容ということで、30年度は30万円で今回が90万円という、3倍近くなっているんですけども、何か内容が変わったとか特別なソフトを入れたとか、そういうことでのアップなのかお聞かせください。

教育課長 こちらの事業につきましては、30年度から実施したんですけども、30年度、この事業に取り組むに当たりまして始まりの時期という業者選定等の作業を経まして、学校等との調整も経まして、開始の時期が中旬以降ということになっております。その関係で、令和元年度につきましては通年で実施できたということによって金額のほうには差が出ております。

以上です。

1番 期間が違うということで理解しました。あと、その項目の(5)の備品購入費で成果表の中に、82ページの成果表の中に、昨年度(2)業務内容の丸の2つ目、教育用備品購入事業で教員にiPadを5台、PCバージョン、これは10にアップしたことによってこの間聞いたんですけども、今回タブレット導入に伴って先生と生徒の分に支給されるのかということが1つと、あと今現在ある5台というのは差し引いて今回増えるのか、その辺お聞かせください。

教育課長 こちらのiPadの機器でございますけれども、GIGAスクール構想というのが年度の途中から出てきた関係で、当初は学校のほうにグループ学習用のiPadを整備する計画だったんですけども、それを次年度に1人1台タブレット端末ということが次年度以降補助事業で可能になるということ踏まえて、情報収支ながら次年度の事業とすることに決めております。

そのGIGAスクールの事業には、子供の端末は該当になるんですけども、指導用の端末は該当になりません。それを踏まえて、そういう経過がありまして、この元年度につきましては教師用のタブレットのほうをいち早く導入することで先生のほうにあらかじめ使用等に慣れてもらうという狙いもありまして、こちらのほうを購入したという経緯でございます。今年度、令和2年度に購入したタブレットのほうはあくまでも児童生徒用ということで、教師用のタブレット端末のほうは含まれておりません。補助対象にもなっておりません。

以上です。

委員長 1番委員に申し上げます。1番委員の最初の質問がICT教育支援員派遣業務委託料の質問だと思います。そこから教育器具費にちょっと変わっていますので、既に3回になっていますので、その後また改めて質問をお願いさせていただきます。

ほかにありませんか。

9番 138ページの10の2の1、小学校管理費で右のほうに修繕料とございます。成果表を見ますと、小学校も老朽化してきたと、様々な修理をしなくちゃいけないと成果表に書いてござ

いますが、小学校も20年経過して、かなり老朽化してきているのかなと思っているところでございますが、併せて成果表で中学校管理費でも工事費等々決算出ておりまして、中学校の成果表にも校舎の老朽化という言葉が出てきております。中学校は大分小学校より早いので大分古くなっているのかと思っているところでございます。

ここに来て両方小学校なり中学校なりかなり老朽化しているという、教育委員会での見方をしているわけですが、中学校について今後どのような計画で進めていくのか。前に3番議員の一般質問の中で中学校の移転について令和2年度中を目途に決定したいというような答弁もございましたので、この老朽化を受けまして、今後小学校なり中学校の校舎の見直しといたしますか、建て替えといたしますか、その辺りの構想についてお考えがあれば森町長、お伺いしたいと思います。

町長 成果報告書の中の成果の中で校舎の老朽化に伴うというふうなことで、小学校管理費、中学校管理費共に枕言葉のように使われておりますが、中学校の修繕内容を見ても、トイレの洋式化であったり、灯油缶の破損に伴う改修工事であるというふうなことで、単純に老朽化ばかりということではないのではないかとこのふうには思いますが、3番委員さんの前の質問にも答えましたとおり、令和2年度中に、さらには教育委員会のほうでその前の齊藤教育長のほうからもありましたとおり、舟形町にとってその小学校、中学校を通した一貫教育の在り方、方式等についてどのようなものかということについて教育委員会のほうで教育委員を中心に検討していただくというふうなことで、それに基づく中で箱物というふうなものを検討していきたいというふうなところでございます。したがって、教育委員並びに教育委員会のほうからこのような方式がいいのではないかとこのふうなことを受けて、今後のスケジュールを決めていきたいというふうなところでございます。

9番 そうしますと、教育委員会のほうでは齊藤教育長がこれまで考えてきたものを引き継いで、7番議員からもあった一貫教育、その辺りも含めた形で今検討していると、その検討の結果を町長に報告をして、町長が判断をして、これからその校舎について考えていくということですので、今教育委員会としてどの程度、どの辺りまでその話し合いが進んでいるのかお伺いします。

教育長 中学校の老朽化については12月、3月の議会もいろいろと議論しているところですが、今教育委員会としては、先般7月に学校運営協議会というふうな中で塾にというふうなことで中学校の立地と地域との関わりについてというふうなことでグループ討議をした経緯もございます。教育委員会としましてはいろいろな方々の意見を聴取しながら、なおかつ今まで教育委員会の話の経緯の中では近接型の一貫教育というふうなことで考えているところではありますが、実際にどういったものかということについては様々、最上管内での戸沢さんとか新庄さんとかの学校運営の形態についても見ながら町のほうで今

検討しているというふうな状況でございます。今後ですけれども、ある程度考え方が固まりましたら、総合教育会議の中で町長等も踏まえて内容を詰めていきたいというふうに考えているところでございます。

9番 そうしますと、その協議を進める側の教育委員会としても今年度中、令和2年度中には何らかの結果を町長のほうに報告できるということで、するということがよろしいのでしょうか。

教育長 今まで議会の経緯を見ますと、中学校を大規模改修するかしないかというふうな判断ということもございますので、そういったことも踏まえつつ、さらには財政的なこともあるかと思いますが、今一番舟形町の子供たちの教育の環境がどういった環境がいいのか、十分に討議していきたいというふうに思っているところでございます。

1番 136ページの10の1の3、IT教育事業の備考欄の備品購入のやつですけれども、成果表の82ページの②のほうで5台購入ということがありまして、先生のタブレットは支給されないということですが、今後必要になるのかも含めてですけれども、パソコンによる電子黒板のようなものを活用してタブレットは5台で足りるのか、それとも今後教職員用にも増やしていくような考えがあるのか、その辺教えてください。

教育課長 まず現在の端末整備環境につきましては、国の補助事業を存分に活用して整備を進めている経過がございます。学校の中で子供たちが端末を使って、それが電子黒板等活用しながら授業を行う中で先生用の端末が先生1人1台に必要なということは、今のところはまだ授業もしていませんので考えていなかった状況です。今後、端末が来たらすぐにそういった活用事業が活発に始まるということもなかなか考えづらいところでもありますけれども、その事業のやり方等の勉強なりをしていただきながら、端末を使った事業につきましては今の現在の各学校に5台ずつという環境の中で活用していただきまして、その活用状況とか学校からの意見等を踏まえて、今後については改めて内部、上司とも相談しながら検討していくということで進めていきたいと考えております。

以上です。

委員長 ほかにありませんか。

4番 134、135、放課後わかあゆ塾実施委託料についてお伺いします。

この412万円という結構な金額なんですけれども、この委託先というのはどちらになっているのでしょうか。

教育課長 委託先につきましては英智学館さん、新庄で塾をやっております英智学館さんの会社になります。

4番 純然たる民間のあれで、そこをお願いしているということよろしいのでしょうか。

教育課長 民間企業でございます。

委員長 ほかにありませんか。

6番 132ページ、133ページですけれども、ちょっとこの欄でいいのか私もちょっと不安であります。133ページのほうに学校教育指導員賃金88万2,000円というふうにあります。成果表を見ると教職員、保護者の相談、さらには問題を抱える子供にも継続して相談活動を行ったというふうにあります。昨今の報道によりますと、いじめの件数が増えている。増えている理由はすぐいじめられたというふうな声を上げられる環境が出てきているというふうなところで、すぐに私はいじめられているというふうなところの言葉が多くなってきているというふうな中で、当舟形町における平成30年度と令和元年度におけるいじめの件数状況はどうなっているのでしょうか。

教育長 いじめにつきましては今日の新聞でも取り上げられておりましたけれども、県のほうでは、全国的には小学生の低学年のいじめがすごく増えているというふうな結果になっております。内容をよく読み解きますと、いじめの認知の仕方について平成29年度から積極的に、いわゆるふざけた中でのいろいろな出来事についても今回は全ていじめのほうの積極的に認知して対応しているという、そういうおかげもあって早期対応ができてきているというふうな結果というふうなことで、今回新聞のほうにもなっておりますけれども。

舟形町につきましては来週17日にいじめ問題対策協議会というふうなことで会議を予定しております。小学校のほうからの状況の資料を受けています。その中でいきますと、昨年、その前と約2件ございましたが、今年になりまして6月の調査ではゼロ件というふうなことで、まずはアンケートをとり、そのアンケートの中で認知されたときには子供と保護者も含めて確認して、そして対応してそのいじめ撲滅といいますか、なくなるようにというふうなことで対応しているというふうな状況でございます。今現在は、小学校についてはゼロということで、なお中学校についてはちょっと報告はまだ受けていませんけれども、17日に会議がございますのでそれまでには報告が来るかと思いますが、今現在そういった小学校の状況というふうなことで発言させていただきました。（「令和元年度は」の声あり）令和元年度は2件あって、2月と6月に調査というふうなことなんですけれども、2件、2件ございましたが、今年度に入りましてゼロ件ということで、今年の2月にゼロと、なおかつ6月もゼロというふうな内容になってございます。

6番 大変件数が少なくてほっとしているところでもあります。当然ですけれども、不登校とかそういうのは発生していないというような理解でいいのでしょうか。

教育長 小学校はございません。ただ、中学校が不登校傾向というふうなことで1名、ないし2名、1名ほどちょっと心配している件数はございます。

6番 重大にならないような形でやっていただきたいというふうに思いますが、やはり内部の人間が対応するとなかなか難しい場面もあろうかと思っておりますので、外部の人間を使って解決し

ていくというのはこれはしょうがないのかなというふうに思っているところですが、そういった場合にこのスクールカウンセラーの方々が活躍するというようなことでいいんでしょうか。

教育長 町には平成27年にいじめ関連の条例が制定されてございます。それに基づきまして基本方針を翌月に策定して、その基本方針に基づいていじめ対策関係の会議等、事業実施等やっているわけですけれども、先ほど6番委員がおっしゃったスクールカウンセラー2名、県で委嘱してございます。その中でも家庭教育アドバイザーというふうな称号を持っていらっしゃる方もおまして、いろいろと直接事業通覧の中で子供の状況を見、さらには生徒児童1人1人と面談をして子どもの状況を把握しておりますので、そういういじめに対する考え方、不登校に対する子供たちの様子なんかを早めに芽を摘むというふうなことで、教育委員会のほうでは考えております。

教育長 県で今2名と言いましたけれども、県から1名、町で1名ということをお願いしているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

8番 153ページの、保健体育総合事業の中の備考欄の中段頃、登山道整備事業の中の亀割登山道整備事業、またハマグリ登山整備事業の内容と、またその利用人数をお聞きます。

教育課長 この委託料につきましては、草刈りとか枝払いの作業を委託している事業でございます。それから、この登山道整備によつての利用者数ということですが、利用者数のほうは把握はしてございません。ただ、この亀割登山道につきましては、事業として亀割登山の事業を組んでおりますので、10名程度の参加をいただいて実施したところでございます。

以上です。

8番 この事業については十何年間ですか、随分長い期間整備委託事業を行っておりますけれども、この整備したことによって利用人数がまだ確認、把握できないということに対しては、事業をやっているそのものの価値があるのかどうか、私はそのように思います。ただ、この亀割山登山道につきましては、長尾地区の峠地区を經由して、そして亀割山に登山して瀬見方面に抜けるというようなルートでありますので、私も小さいときから結構この登山道には興味を持ちまして、また青年団時代には有志を募って、なた、のこぎりを持ちながら登山道の整備に汗を流した経過があります。このことで今我々健康管理にはジョギングとかハイキング、そしてまた森林浴を兼ねた登山等、いろいろな健康管理の方法がありますけれども、これも重要な登山道でありますので、しっかりと整備をして、そして老若男女問わず参加して健康管理に資するような登山道の整備にするには、このような登山道路の委託料でいいかどうか、その辺を根本的に考えながら、将来的にはどうするのか、その辺の姿を描きながら整備していただきたいと思っておりますけれども、その考えをお伺いします。

教育課長 こちらの登山道の整備でございますけれども、安全に登山していただくために時期を見て下刈りですとか枝払いをさせていただいている状況ですけれども、そこに番所とか関所的なものを設置しておりませんので、年間の利用者等については把握できない状況でございます。先ほど、仕組んだ事業の中で登山を行った経緯があると説明申し上げましたけれども、そういった形でこの登山道の利用のほうは今後も検討していきたいとは考えておりますけれども、将来的にその登山道を活用される方からの声をどのような形で町のほうに届けていただければ、それについての検討も進められるかと思っておりますので、そのこういった状況、今後の活用の考え方につきましては、それらの今後の利用状況等を踏まえまして、こちらのほうは上司と相談して方向性のほうはその都度検討してまいりたいと思っております。

以上です。

8番 この登山道につきましては、舟形町登山道の入り口としては峠口が唯一の亀割登山の入り口であります。また、新庄市では休場のほうから入りながら亀割登山をやるといようなルートでありますけれども、この事業につきましても費用対効果の点を考えながら、もし利用者がなければ何十年となく続いた整備事業であるのですけれども、これはゼロベースで考えなければならないときも来るのかと思っております。その辺の英断をよろしくお願ひしたいと思います。

教育長 今やまがた百名山とか、登山人口が少しマスコミ等でも取り上げられる時代が来たのかなというふうには思っています。ただ、町の財産というふうなことでハマグリ沼、それから亀割登山というふうなことで登山人口、町内でどれぐらいいるのかというふうなこともちょっと懸念される部分ではありますが、今後やはりそういった方々が町外から、もしくは町民がそういうふうなところで盛り上がりを見せてくるというふうなことであれば、さらに予算の計上で財政のほうにもお願ひをしていくというふうな格好にはなると思うんですが、今の状況としては、今現状維持の中で対応していきたいというふうには思っています。

町長 共に10万2,000円の整備委託料ということで、草刈りと枝払いをさせていただいている事業でございます。やはりこういった登山道等について昔からあるものについては継続をする必要があるだろうというふうに考えているところでございます。また、その委員さんのほうから質問のありました活用方法についても、体力増進というふうな部分のほかにもいろいろと農業振興課のほうを中心にしながら営林署の最上署の協力を得ながら今進めているところもございまして、若干詳細について農業振興課のほうからその方向性とかその役割を説明させていただきたいと思っております。

農業振興課長 ただいまありました登山道の利活用についてですが、統括しまして、やまがた緑環境税を活用しまして、森林学習のほうに十分に活用できるということで今年度よりその事業を仕組んでございます。それで、亀割山のほうにつきましては案内看板が非常に不足して

いるということで、案内看板の設置も今年度実施する計画となっております。また、松橋の奥の薬師の森等、様々な観光スポットというかハマグリ沼だけではなくて三蔵院修験の滝とかあとはマザーツリー、ブナ林の原生林もございまして、そちらの活用についても十分に必要だというふうに考えまして、登山道の整備、またあとは看板の設置、また森林学習の教育についてのイベント等もいろいろ検討しているところでございます。

以上です。

6番 1つ確認ですけれども、今薬師の森というふうな話も出た関係で、やはりハマグリ沼から薬師の森に行けるルート、これまでは大石田からでないに行けなかったわけです。このルートは今現在通れるのかどうか、この状況について聞きたいと思います。

農業振興課長 ハマグリ沼から薬師の森までにつきましては、国有林林道を経由しまして通ることが可能です。それで、薬師の森までの途中に見事な滝がございまして、それが三蔵院修験の滝というふうな、昔偉い方が修行した滝があるんですが、そこまでに下りて行けるような階段も整備してございます。これからその階段から滝を見まして、滝を経由して沢伝いに若干下りまして、マザーツリーまで登れるようにということで登山道というか遊歩道を拡幅をしながら整備を図っているところでございます。

委員長 ほかにありませんか。

1番 148ページの10の4の3、文化財保護費の中の備考欄の2の国宝縄文の女神関連事業でありますけれども、昨年度は映画上映と町長の縄文トークショーと開催したようで、今年はコロナ禍という中でもペーパークラフトの事業を行いましたけれども、この縄文の女神に関して、やはり縄文の女神の日というのが町でつくられておりますので、毎年毎年やっぱり事業的なものを、何か内容とかいろいろなことをしなければいけないということがあって大変かと思っておりますけれども、何か縄文の女神の日に対してこれはすべきだというようなことがあればいいのかと思っておりますけれども、町長の考えで今後この文化財保護で縄文の女神関連事業に関して今後の展望というか、こういうことに向けてというような考えがあればお聞かせください。

町長 基本的には教育委員会のほうでいろいろと考えていただいておりますので、教育委員会より答弁させていただきたいと思っております。

教育課長補佐 1番委員の、縄文の女神の日に関連するイベントや女神の日に何かする考えはないかという質問ですけれども、基本的には女神の日に合わせた土日に、やはり町全体を盛り上げるイベントを毎年企画を考えながらしていきたいというふうに考えているところです。また、女神の日自体に何かというものについては、いろいろなところから意見をいただきながらできることがあれば全町なりできる範囲の方々で実施していきたいという考えは今のところ持っているところです。

以上です。

1番 町で縄文の女神の日ということで制定しているわけですので、町民全体で何か盛り上げようという形があるのであれば今年のコロナ禍によって全国的に花火とか中止になっているわけですが、今月、先月、町内会の地区ごとにも、地区ごとで花火を打ち上げているような方向性が見えるわけですが、もし縄文の女神の日ということで考えているのであれば、打ち上げ花火を誕生日花火みたいな感じで企業協力とか町民の協力も得ながらこの日に上げてはどうかと思うんですけども、その辺どう思いますか。

教育課長補佐 ただいまの花火などの打ち上げに関してですけれども、そういったのも一つの考えかというふうに思います。今現在も女神の日を境にクイズを小中学生から募集して解答してもらったりということ、いろいろな事業をしているんですけども、そういったものを教育委員会だけではなくまちづくり課や、また町内会からの意見等も参考にしながらいろいろなことを考えていきたいとします。

以上です。

1番 答弁はいりませんが、やっぱりぜひともこの縄文の町民に対する熱を上げるためにもそういう活動もひとつ大切なのかなと思いますので、検討のほうよろしくをお願いします。

委員長 ほかにありませんか。

8番 先ほど登山道整備事業の質問をいたしましたけれども、その中で緑環境税を使って登山道の整備ができるというお話がありましたので、その整備する区間に西堀地区の大平山登山もひとつ強く組み入れていただきたいとします。

なぜかと言いますと、この西堀の大平山は多くても大体1時間半から2時間ほどの軽いハイキングができるような、平坦と言えば語弊がありますが、あまり高低差のないコースでありますので、その辺を強く、その環境税の利用の中に入れて登山道整備を凶っていただきたいと強く要望します。

町長 今8番委員さんから要望がございましたが、先ほどの質問内容でいくと費用対効果があつて必要ないものについてはやめたほうがいいのではないかと質問の趣旨かというふうに先ほどまで考えておりました。ところが、緑環境税の話をするると別の箇所が増えてくるというふうなことであります。緑環境税についても潤沢な予算ではないということで、今現在行っているそういう2つの登山道についてその緑環境税を使った整備をしているというふうなことでありますので、アブ蜂取らずにならないような選択をしなければいけないだろうというふうに思います。改めて、やめろというふうなことなのか、それとも積極的にやれというふうなことなのかをちょっと教えていただければというふうに思います。

8番 幾ら整備をかけても利用者の増加は見込めないところは撤退するべきです。また、これから新しく整備をすることによって利用者が見込めるコースについては積極的に開拓をしながら

ら、そしてPRをするべきだと私は思います。

町長 それでは、大平山を登山している今の利用者数というのは多いというふうに委員さんは認識をされているということなんでしょうか。

8番 最近の状況は分かりませんが、今までいろいろな話を聞いていますと、結構あそこは縁結びのコースになっているということで利用者が以前にあったように記憶しております。

委員長 暫時休憩します。

午前11時55分 休憩

午前11時55分 再開

委員長 再開します。

8番 確かにこの場合は決算委員会という場であることは十二分に承知をいたしております。まず先ほどの答弁の中で、登山道の整備にはいろいろな方法があると、緑環境税を使用する方法もあるというようなことでありましたので、確かに亀割登山、ハマグリ登山の整備もこれは今までどおり町では何十年となくやってきた事業でありますけれども、それに加えて、これまた決算のあれとかけ離れていると思いますけれども、大平山登山も以前は結構きれいに整備されて、そして利用者がいたと。最近では整備がされないものですから、敬遠される方も多いということで、前のような賑わいが無いと聞いております。また、あの辺の入り口に大平山登山コースというような看板も昔はあったような気がしますけれども、今はあるのかどうか分かりませんが。その辺を併せてやればいろいろな町の健康管理に役立つのではないかと思いますので、ちょっと提案したわけでございます。

委員長 答弁は、知らない。ほかにはございませんか。

6番 10の5の1の中で、成果表の中で、私も町スポーツフェスティバル事業、非常にこれまで実施をしてきて町民が、多くの方々が参加して素晴らしい事業だというふうに思っております。今年については新型コロナウイルス感染症によって若鮎まつりもなし、いろいろな町のイベントがなくなっている中で、今年のスポーツフェスティバルをどうするのか、町長の考えをお聞きしたいと思います。

町長 その点については教育委員会のほうで考え方を述べさせていただきたいと思っております。

教育課長 今年度のフェスティバルにつきましては、基本的に行うという方向で進めたいと思っております。なお、このようなコロナ禍の状況の中ですので、いろいろな面で、開会式、閉会式とか、あと競技種目ですとか、そこの競技の中での消毒対策とか感染症予防というところを十分に検討しながらできるだけ皆さんに参加いただけるような中身を考えて進めたいというふうに今のところ予定しております。

以上です。

6番 大変ほっとしているところであります。やはりこういうふうなことがないと、これまでの地域のつながり、これがだんだん薄れていってしまうということで非常に懸念しておったんで、私どももできる限り協力をしていきたいというふうに思っておりますので、ぜひ大成功に終わるようにお願いしたいというふうに思います。

教育課長 町民、それから町内会の協力なくして盛り上がらない大会ではございますので、基本的に個人の健康管理というところが一番大事になってくるかと思えます。そういった方に、やはり熱のある方は参加を控えてくださいとか、そういったご協力のお願いは当然していかねければなりませんので、そういったところも町内会参加者、それから参加団体のほうでもそういった状況を踏まえてできる範囲内でやるということでご協力のほうもお願いしたいと思えます。

委員長 ほかにありませんか。

10番 1点だけ確認です。事務局費の136ページ、伊藤茂さんの未来を拓く基金事業に積立金として55万3,000円しております。確か歳入で基金繰入金と同額あるわけですがけれども、これは同じ額を何か一回取崩しをして、また同額を積んだと、こういうふうな理解でよろしいんですか。

財政係長 この基金につきましては、元国会議員の伊藤茂さんが亡くなった際に、その息子さんのほうから500万円の寄附をいただいたというふうなことを発端に基金をつくったわけでございますが、その思いに応えるというふうなことで、町のほうとしましてもそれに500万円を追加して1,000万円の基金というふうなことでスタートをしたところでございます。

内容としましては、中学校の図書購入というふうなところに充当させていただいているところでございますが、何年かすればその基金も枯渇してしまうだろうと、その教育に対するそういうふうな本の購入をずっと継続していきたいというふうな考えもありまして、基金の繰入額と同額を積立するというふうなことで、この基金を維持していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

10番 それでは、分かればその基金取り崩した分の使途、使い道をお願いしたいと思います。

財政係長 決算書の145ページになります。10款3項2目教育振興費の中の備考欄、教育振興事業（中学校）の（3）備品購入費の中の図書購入費55万2,508円、こちらのほうに充当しているというふうな考えを持ってございます。

以上です。

委員長 10款についてほかにご質問ある方は何人。

それではここで、午後1時まで休憩とします。

午前12時02分 休憩

午後 1時03分 再開

委員長 午前に続き、午後から再開いたします。

10款教育費の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第10款教育費について質疑審査を終結いたします。

第11款災害復旧費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、第11款災害復旧費の質疑に入ります。

6番 ページが158ページ、11の4の1ですか、災害復旧事業費、繰越継続費、繰越事業3,500万ほど取っているんですけども、実際の支出済額が550万ということで、不用額3,000万ほど発生しておりますが、このように多くの不用額が発生した理由は何でしょうか。

まちづくり課長 これにつきましては、坑道跡の陥没の現場なんですけど、規模がかなり大きい現場でありました。それで、基本設計を30年度中に行っていたんですけど、工事費の算出がちょっとまだ確定していない中での繰越額であったために、多めの額で繰越予算に、足りなくならないように多めの額を繰越予算に繰越しさせていただいたものです。結果、元年度に繰越しして、実施設計行ったところ、工事費が553万2,000何がしとなったものによる残になります。以上です。

6番 この3,585万2,000円の金額を確保した段階では、曖昧と言ってあれですけども、調査等もしなくて、つかみで取ったというふうなことなんですか。

まちづくり課長 基本設計の測量、測量会社から基本設計をしてもらってはいたものの、工事の手法が床板という大きなコンクリートの板を下に埋めてやっている工事方法なんですけど、その工事方法も中に、相手先って、国の100%補助事業という関係もあって、経済産業省、仙台にある東北経済産業局との打合せも時間がかかりまして、どの工事方法がいいのかといったところも、まだ繰越しの段階では確定でなかったものですから、一番工事費のかかる内容で繰越しをしていたほうが足りなくならないだろうというふうに思って、この金額を繰り越したものです。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第11款災害復旧費について質疑審査を終結いたします。

第12款公債費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより、12款公債費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第12款公債費について質疑審査を終結いたします。

第13款予備費を審査します。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより第13款予備費の質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、第13款予備費について質疑審査を終結いたします。

これで、一般会計の審査を終結いたします。

ここで説明員の交代のため、暫時休憩します。

午後1時12分 休憩

午後1時14分 再開

委員長 会議を再開します。

認定第2号 令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算の認定について

委員長 国民健康保険特別会計事業勘定の審査を行います。

読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

2番 182ページの2の5の1、葬祭費になります。成果報告書の中では、119ページになりますけれども、この中で、この事業に関しましては、60万円が執行されているようですけれども、これは前の葬祭関係で、昨日の中で出た内容ですけれども、舟形では、令和元年度は86名の方が斎場を利用しているようですけれども、この186名と、12名、この関連を少し教えてくださいと思います。

健康福祉課長 今の183ページの葬祭費60万円につきましては、国民健康保険に加入している方が亡くなられた場合ということで、12名いるということでございます。以上です。

2番 それでは、86名の中に12名の方が国民健康保険、それ以外の方は社会保険なり、ほかの方というふうな認識でよろしいでしょうか。

健康福祉課長 そのようなお考えで結構だと思います。

2番 この成果表の中で、全てが全て、事業内容で前年度と比較して、前年度といたしますか、平成30年度と比較して伸び率というふうな表記の仕方していますけれども、この葬祭費に関しては、私としてはちょっと伸び率は違和感があるんですけれども、例えば、前年対比とか、

そういうふうな表現の仕方のほうどうかなと、ちょっと個人的には思うんですけども、その辺の考え方をお願いしたいと思います。

健康福祉課長 これにつきましては、単純にパーセントということで、それぞれほかの款項目についても同じような表記にさせていただきます。なので、伸び率という、ここの部分については、違和感があるということでございますけれども、単純に数字の率であるというふうにお考えいただければいいのではないかと思います。

委員長 ほかにありませんか。

9番 それでは、186ページ、7の1の1、基金積立金でございます。

元年度につきましては、積立金4,255万9,382円ということで、かなり高額になってございます。決算書を見ますと、国保の積立基金は3月末で、決算期で2億1,500万ほどになってございますが、この2億何がしの国民健康保険の積立金というのは、どういう場合に切り崩して使用することができる積立金なんのでしょうか、お伺いします。

健康福祉課長 基金の取崩しにつきましては、30年度から制度が変わりまして、県のほうに納付金という形で町のほうから出すようになったんですけども、その納付金につきまして不足するような事態になった場合などに、町の保険料を上げずに、この基金から切り崩すというふうなことを考えております。

9番 そうしますと、この基金の取崩しができるのは、県への納付金だけということ、それに限られているということなんのでしょうか。私、分からないのでお伺いしますけど。

178ページです、賦課徴収費。

健康福祉課長 納付金の不足だけには限らず、使い道は決まっていないので、財政的に不足するような部分が出てきた場合は、町の考えで使えるというふうなことでございます。

9番 例えばの話ですが、こういうコロナ禍で、所得が低減してきたということで、この基金を取り崩して保険料を一律1割とか2割とか軽減をするということはできない基金なんのでしょうか。

健康福祉課長 ただいまのご質問にあります保険料のほうに充てるというのは想定はしておりません。コロナ禍の中でといいますと、減免であるとかそういった対応をしておりますので、そちらのほうでの措置を考えております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 1の2の1、国民健康保険賦課徴収事業の中で、不納欠損額262万1,836円、これ発生しておりますけれども、不納欠損に至った理由、要するに時効によるものなのか、死亡によるものなのか、その辺、理由別に金額を教えてくださいたいと思います。

178ページです、賦課徴収費。

住民税務課長 不納欠損につきましては、これまで納税に至らなく、時効となったものを不納欠

損という形で落としております。人数的には15名になってございます。

時効になります。

委員長 ほかにありませんか。

6番 さっきの続きですが、さっきの課長の答弁ですと、想定をしていないということで、できないわけではないですよ。というのは、よその自治体で一律2割軽減ということをやっている自治体があったので、ちょっとお伺いした次第でしたけれども、年度途中ではできないと思いますけれども、さっきの課長の答弁確認します。想定をしていないというのは、取崩しをして、そういうものに充当できないということではないんですよ。

健康福祉課長 想定されていないというふうにお答えしましたけれども、町の考え方としましては、そういった保険料の補填に充てるという考えではやってきておりませんので、もともとの基金のルール自体には、そういったことができないというふうには書いてはございませんけれども、町のほうの考えとしては、保険料に充当するというふうな考えはございません。

9番 しつこいようですが、再度確認しますが、ルール上、できるということによろしいんですよ、じゃあね。町としては、今考えてはいないけれども、取崩しをして被保険者の方々の掛け金を抑えると、軽減するということはできるということによろしいですかね。

健康福祉課長 この国民健康保険の保険料については、基本的には医療費のほうの負担というふうなことで、それぞれ頂く保険料でございまして、その保険料について補填をするというふうな考えがよろしいのかどうか、基金の使い道としては使ってはだめだというふうにはありませんけれども、そういうふうに使ってもいいという記述もございませんので、そこら辺はここでのいいとはお答えできなというふうに思っています。

委員長 ほかにありませんか。

4番 171ページ、医療給付費とか介護納付金の滞納分ですけれども、この収納率19.75とか、20.87となっていますけど、著しく低いようなんですけども、こうなっている要因のほどお聞きいたします。

住民税務課長 今ご指摘の分につきましては、滞納繰越分になるかと思えます。若干まだ収納率が上がってございませんので、パーセント的にも低い状況になってございます。以上になります。

4番 ちょっとよく分からないけど、頑張るのはいいんですけど、何でこのくらい低くなっているかということの要因をお聞きしているわけです。

住民税務課長 一つの要因としましては、そこに記載になっています1、2、3の現年度分を優先して納付いただいているような形になっておりますので、滞納繰越分に充てる分が、納税のほうがちよっと、若干少なくなっておりますので、収納率が低くなってございます。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、国民健康保険特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

認定第3号 令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 後期高齢者医療事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

9番 198ページの1の1の1、後期高齢者医療保険料の件ですが、内容ではありませんが、右のほうのこの表示の仕方なんですけど、この収入未済額、△3,500円ということで、さっき係長もちょっと読み方もマイナスか三角か、ちょっと迷っていたようなんですけども、こういう表示というのは、決算書で決まっているんですか。何か、かえってややこしいような、収入済みも3,500削って、収入未済をゼロにして表示したほうが、見せたほうが分かりやすいんじゃないかと思うんだ。これはこういう見せ方だという決まりなんですか。介護保険も同じですけども。

会計管理者 この3,500円の三角につきましては、資料でもご説明しましたけれども、還付未済によるものです。年金特徴分なんですけども、還付できなくてそのまま残ってしまったものということなんですけれども、法定相続人がいなくて、還付未済になったものということ、こちらのほうで確認しているんですけども、この表示の仕方をいろいろ調べてみましたところ、こういう表記の仕方が望ましいということで書いてあったものですから、今年度につきましてはこのような表示の仕方をいたしました。以上です。

9番 ちょっと会計管理者優しくて、声ちょっと聞こえなくてよく分からなかったんですけども、決まりはないの。決まりはなくて、様々調べると、これが一番望ましいということで、今回はこういう表示をしたということであって、いろいろとそちらのほうで検討したと思うんだけど、私的には、この3,500円取っちゃってゼロにしたほうが一番見やすい。備考のほうにその還付金の書いたほうが分かりやすかったんじゃないかなと。これがだめだと言っているんじゃないかとね。そういう決まりがあるというのか、そこを確認したかっただけですので、分かりました。済みません。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、後期高齢者医療事業特別会計についての質疑審査を終結いたします。

認定第4号 令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定計歳入歳出決算の認定について

委員長 続きまして、介護保険事業特別会計事業勘定の審査を行います。読み上げをお願いします。

す。

総務課財政係長（朗読、説明省略）

委員長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

9番 126ページ、4の1の3の包括的支援任意事業費、次のページです、次のページに、右のほうに備考がございまして、介護保険総合相談事業というのがございます。成果表を見ますと、かなりの件数で相談に応じているといたしますか、出かけたりしているようでございますが、この中で、一番下の諸車借上料というのがございます、23万5,000円、これは、この相談に行くために車を借り上げて行ったこの借上料かと思えますけれども、その上に公車の整備等手数料、自動車損害保険料がございます。この介護事業、相談事業を行うに、公車はあるんですよね。町の車があって、そのほかにこの別の車を借り上げて相談業務を行っているということなんでしょうか。

次のページの生活支援体制事業でも同じようなことが出ておりますけれども、この諸車借上げについてお伺いします。

健康福祉課長 諸車借上料の件についてでございますけれども、包括支援センターのほうでは5の3の1の総合相談支援事業費と、あと今ご指摘の次のページの生活支援体制整備事業費のほうで1台ずつレンタカーを借りて包括のほうでは利用しております。ここにありますが公車整備等手数料とございますけれども、これにつきましては、公車があるわけではなくて、このレンタカーで借りているものの夏タイヤと冬タイヤの入替えを、この車についてはホイールなしで、タイヤだけは町で買ったというふうな、ちょっと変則的な借り方をしたものですから、その車のホイールの入替えの手数料というようなことで、こちらのほうの決算額というふうになっております。

9番 そうしますと、この支援センター専用の車というのはないわけですか。そうすると、レンタカーを借りて、そのタイヤ交換もこっちでやっているということは、1年を通して車をレンタカー屋さんから借りて、そういう運行して事業をしているということなんでしょうか。

健康福祉課長 そのとおりでありまして、1年間を通じてレンタカー会社からリースをして使っているということです。

9番 そうすると、さっき言った総合相談、あとこっちの生活相談、それぞれ1台ずつ車を借りて、年間通してレンタカーを借りてそういう事業をしているということなんでしょうけれども、そのほうが車買うよりあれなんですかね。安上りというんですか、そういうふうな考えでレンタカーを借りて回しているということなんでしょうか。そのほか、町全体でそういうレンタカーを借りてそういう事業をやっているというものほかにあるんですか。

総務課財政係長 ただいまの質問でございますが、町の公用車というふうなことで、バスなんかを除いてなんですけれども、25台所有しながら公務のほうに当たっているというふうなこと

でございます。そのほか、レンタカーを借り入れしまして事業をしているというふうなところも、例えば農業振興課であったり、ただいま質問にありました介護保険のほうなんかについてもそのような形で対応しているというふうな事業もでございます。以上です。

委員長 9番委員齋藤君の本件に関する質疑は既に3回になりましたが、標準会議規則第55条但し書きの規定によって特に発言を許可します。

9番 済みません。そういうやり方のほうが得だということで、そういう、この舟形町ではやっているのかもしれませんが、この介護に関しては、介護生活と相談に行く方というのは同じ人ではないんですか。同じセンターの方ではないんですか。それぞれ違う方が行くので、こっちの分と、こっちの分、2台必要だということなんですか。何を言いたいかということ、同じ人が使うのであれば1台で回せるんじゃないのと。同じこの事業の中で、同じような事業の中で2台も必要なのということです。

健康福祉課長 今、包括の職員については、3名専任で、あと保健師さんが兼務でというふうなことで回しております。同時に訪問する場合もございますので、1台2人で出かける場合も、別々のうちに訪問ということもありますので、1台では不足であるということで、2台使っているというところです。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、介護保険事業特別会計事業勘定について質疑審査を終結いたします。

ここで説明員交代のため暫時休憩します。

午後2時10分 休憩

午後2時14分 再開

委員長 会議を再開します。

認定第5号 令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 農業集落排水事業特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

10番 244ページ、農業集落排水施設の管理費の中で、委託料ですけれども、3,000万あるその中に、測量業務の委託料2,200万円つてあります。これは何の測量業務でしたか。

地域整備課長 集落排水処理施設及び管路の長沢地区、上長沢地区、富田地区の機能診断業務委託となっております。機能診断業務委託というのは、施設の状態を検査、確認する業務になります。以上です。

10番 分かりました。そうしますと、今、当面の工事をするとかというふうな測量ではなくて、日常の状況の検査というか、状況を見るための委託と、測量ということですね。

地域整備課長 はい、将来的にわたって、補修計画、修繕計画または更新計画を練るための測量業務という形になります。以上です。

10番 ついでと言ってはなんですけど、本町というか公共下水道についてもこういった測量というのをやっているんですか。

地域整備課長 現時点ではまだ行っていませんけれども、修繕計画、やっぱり国のほうでもストックマネジメントということで、既存の設備、施設をできるだけ長期間維持しようということで、定期的なタイミングのいい点検・整備を必要とされておりますので、下水のほうでも将来的にはする方向になってくると思います。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

6番 ページが245の放射線測量手数料1万4,300円を支払っておりますが、測量の頻度といいですか、どういうふうな形で測量を行っているのかお聞きしたいと思います。

地域整備課長 放射線測定手数料につきましては、年1回行っております。以上です。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、農業集落排水事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

認定第6号 令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

委員長 公共下水道特別会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、公共下水道事業特別会計について質疑審査を終結いたします。

暫時休憩します。

午後2時26分 休憩

午後2時28分 再開

委員長 それでは、再開します。

認定第7号 令和元年度舟形町水道事業会計決算の認定について

委員長 水道事業会計の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課財政係長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

9番 1点だけ。先日、代表監査委員の決算意見書にもございましたが、水道会計の欄で、項目で、有形固定資産が25億4,600万円ほどございますが、このうち、これに関わります減価償却費が1億2,800万円、元年度、この1億2,800万がこの水道企業会計に重くのしかかっているという監査意見がございました。この1億2,800万については、前年度から見れば約2,000万円ほど減額なっておりますが、今後この、今の状態で土地以外に建物等、機械等、取得しない場合、この減価償却はどのように、前年度より2,000万減っていますけれども、どのような推移といいますか、それをどういうふうに課長は見ていますか。

何を言いたいかという、このままずっと2,000万ずつ減価償却が減っていけば、3年後ぐらいには黒になってくるのかなと。そのまま機械も何も買わないということもできないでしょうから。ただ、この減価償却の推移をどういうふうに見ているのかお伺いします。

地域整備課長 減価償却で一番大きいのが、最近建築しました浄化センター、沖の原の浄化設備なんですけれども、これが建築費で約2億3,000万あります。それで、償却が16年で償却しなければならぬということで、これが大きく償却の大きい金額、大きい部分の要素の一つでありますので、全体的には、あとは新しいものというものがなくて、年々、減価償却費下がっていくわけなんですけれども、さらに浄水施設が焼却終わりますと、減価償却費はかなり少なくなってくるという形になります。

ただ、減価償却については、将来の設備の更新とか改築費に充てるための積立金みたいな要素もありますので、単純に減価償却費が低くなって、これ減価償却費というのは現金支出を伴わない支出になるわけなんですけれども、その分の費用が現金として通帳に積み立てられていくのが一番健全な会計であるということであろうかと思っておりますので、今のところは何か経営上はやっているという形にはなっていますけれども、将来的には減価償却下がった分、積立でいけるような形になってくればなということ考えております。以上です。

9番 そうしますと、今、課長がおっしゃった2億6,000万の16年、年間幾ら償却見ているんですか。その沖の原のマクロ化の施設が大きいという話でございますが、281ページの明細表を見ると建物がかなり減価償却費を押し上げている。この機械よりもその倍ぐらいあるんですけども、建物、最近建てた場所、新しいのはないですよ、その沖の原浄水場が一番新しいんですかね。8,100万というのはかなり大きいと思うんですが、今後、償却ゼロになっていくような古い建物もあろうかと思っておりますが、建物で今一番大きいのはどこなんですか。

地域整備課長 済みません、手元に細かい資料ないもんですから、記憶の中でちょっとお答えすることになるかと思うんですけれども、浄化センター、浄水場につきましては、大体年間1,400万何がしの償却になっております。これがやっぱり一番多いというふうに判断しております。以上です。

9番 数字だけ見ると、先ほど申し上げました年間の2,000万ほどずっと下がってきているので、この1,400万っていうのはかなり占めているんですよ。相対的に見て建物が8,000万で、機械が4,000万ですので、数字だけみれば建物が多いかなと思うんだけど、建物は何十年、50年、60年と長いから、償却率というのは低く抑えられるので、やっぱりその機械が相当ウェートを占めているんでないかなと思うんですけど、先ほど課長の答弁にもあった、これから何も操業しないわけにもいかないの、これから順調に下がっていけばいい話なんだけど、そうもいかないでしょうからという話もあったので、今後そういう長期に見て、様々なこれからの設備等々、計画をする必要があると思いますので、今後ともそういう計画性を持った工事とか何とかをしていただければなと思っております。答弁はいりません。

委員長 ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、水道事業会計について質疑審査を終結いたします。

財産に関する調書の審査

委員長 次に、財産に関する調書の審査を行います。読み上げをお願いします。

総務課長 (朗読、説明省略)

委員長 これより質疑に入ります。

(「なし」の声あり)

委員長 なしと認め、財産に関する調書について質疑審査を終結いたします。

ここで、お諮りします。

一般会計並びに5特別会計、1企業会計の歳入歳出決算について、原案のとおり認定すべきものと決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認め、認定第1号、令和元年度舟形町一般会計歳入歳出決算、認定第2号、令和元年度舟形町国民健康保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第3号、令和元年度舟形町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算、認定第4号、令和元年度舟形町介護保険特別会計事業勘定歳入歳出決算、認定第5号、令和元年度舟形町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算、認定第6号、令和元年度舟形町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、認定第7号、令和元年度舟形町水道事業会計決算について原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、委員長報告の作成についてお諮りします。

本委員会の委員長報告作成は、委員長に一任していただきたいと思っております。異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 異議なしと認めます。よって委員長報告の作成は委員長に一任することで決定いたしました。

以上をもちまして、一般会計並びに5特別会計、1企業会計決算並びに財産に関する調書の審査を全て終了いたします。

3日間にわたる審査、ご苦労さまでした。皆様のご協力をいただきまして、無事終了いたしました。心より御礼を申し上げます。

これもちまして、令和元年度決算審査特別委員会を閉会いたします。

ご苦労さまでございました。

午後2時57分 閉会